

全 仙

ZENBUTSU
J A P A N
B U D D H I S T
F E D E R A T I O N

仏暦2569年4月
[2026年]

No.669

特集 お寺におけるキャッシュレス決済



特集1

お寺におけるキャッシュレス決済 3

キャッシュレス決済の現状と課題 4
～浸透著しいキャッシュレス決済～
内野 逸勢 / 株式会社大和総研 金融調査部 主席研究員

キャッシュレス決済とお寺をめぐる新たな可能性 8
～「おまいり P a y」という京都仏教会の試み～
長澤 香静 / 京都仏教会事務局長

キャッシュレス決済の実例 12
増上寺(東京都) 大善寺(香川県) 妙法寺(香川県)

加盟団体の紹介 16
【西山浄土宗】総本山光明寺の8棟の建造物が国の重要文化財に指定

特集2

仏教における女性 18
～全日本仏教会・第36期国際交流審議会より～

本会からの報告 22

- ・第36期 総務財政審議会「答申」
- ・第36期 社会・人権審議会「答申」
- ・第36期 国際交流審議会「答申」
- ・第10回 法人創立70周年記念事業実行委員会
- ・第36期 第7回 社会・人権審議会
- ・WFB第31回世界仏教徒大会バンコクタイ大会
- ・法人創立70周年記念事業 戦後80年追悼巡業
- ・法人創立70周年記念事業 能登半島地震三回忌追悼法要
- ・第36期 第6回 国際交流審議会
- ・第36期 第2回 朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還委員会
- ・IBC (International Buddhist Confederation) 主催 第2回グローバル・ブuddhist・サミット
- ・第36期 第3回 広報委員会
- ・令和8年 新年懇親会
- ・第36期 賛助会員ツアー(全日本仏教会特別企画)
- ・第36期 第8回 総務財政審議会
- ・第11回 法人創立70周年記念事業実行委員会
- ・仏教懇話会 朝食懇談会
- ・『大正新脩大蔵経』刊行100周年 大蔵経公開講座
- ・第36期 第3回 朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還委員会
- ・「救援基金」寄附者一覧
- ・「賛助会員」新規入会者一覧

お寺におけるキャッシュレス決済

「ピピッ!」「シャリィン!」「ピロリン!」「ワオーン!」「ペィペィ!」……。

今、町を歩くとキャッシュレス決済の決済音を聞かない日はありません。経済産業省によると、2024年の日本におけるキャッシュレス決済の決済比率は42.8%。2018年に公表されたキャッシュレスビジョンにおいて、2025年6月までにその比率を4割程度とする政府目標を、前倒しで達成したとのこと。実際にみなさんの中でも、コンビニやスーパーなどの日常的な買い物、あるいは鉄道での移動などでは、もはや現金を使わないという方は多いのではないのでしょうか。

元来、紙幣や硬貨への信頼度が高く、「現金主義」「現金信仰」が強いられていた日本においても、これほど利用率が上昇した背景には、政府による後押しという面もありますが、レジや券売機の前で小銭を探して財布の中を引っかき回す必要がなく、スマートフォン一台で完結する簡単さや、ポイント還元など、キャッシュレス決済自体に、利用者にとってのメリットがあることも要因でしょう。

他方で、寺院における「布施」「喜捨」といった仏教的な行為は、もともと現物でなされることが多くありましたが、貨幣経済の進展とともに金銭によることがほとんどとなりました。とはいえ、実体を伴った「モノ」を通さないと、布施や喜捨という「概念」をやり取りした実感がわからないという感覚もまだ強くあり、対面の手渡しの形であることに大きな変わりはありません。そのような中、上記のような日本におけるキャッシュレス決済の著しい普及や、すでに普及している国々からの観光客の増加、また小銭の預け入れに対する銀行の手数料などの理由によって、キャッシュレス決済を取り入れ始めた寺院も増えてきました。

そこで本号の特集では、「お寺におけるキャッシュレス決済」と題し、その現在と展望を報告します。初めに、株式会社大和総研の内野逸勢氏の寄稿です。内野氏は金融調査部の主任研究員で、本会の第3回広報委員会で講師を依頼し、キャッシュレス決済の一般的な概要と、宗教法人においてキャッシュレス決済を導入する注意点やメリットをお話いただきました。その内容をまとめたのが本論稿です。これによって、大きな枠組みから見たキャッシュレス決済そのものに対する理解が深まるでしょう。

次に、京都仏教会にお話をうかがいます。京都仏教会はキャッシュレス決済が普及しだした当初より反対の立場をとってきました。単に利用者の利便性のためになし崩し的に導入することによって、「布施」や「喜捨」といった仏教の教えが蔑ろないがしにされることはないのかと。そうした点をうかがおうとしている最中に、京都仏教会からキャッシュレス決済に関する新たな発表の一報が入ってきました。果たしてどのような発表なのでしょう。

最後に、すでにキャッシュレス決済を取り入れている寺院にお話をうかがいました。現状でキャッシュレス決済はどこまで使えるものなのか。あるいは使われるものなのか。いくつか実際の声をお届けします。

この号が、それぞれの方が「お寺におけるキャッシュレス決済」に対する理解を深め、未来を判断する材料となれば幸いです。

キャッシュレス決済の現状と課題

浸透著しいキャッシュレス決済

内野 逸勢 株式会社大和総研 金融調査部 主席研究員

2024年のキャッシュレス決済比率は堅調に上昇し、42・8%（141・0兆円）となった。政府の当初の目標のKPI（重要業績評価指標・最終目標を達成するための中間目標を評価する指標）を1年前倒して達成した。政府は、さらに世界最高水準のキャッシュレス決済比率80%を目指して環境整備を進めていくとしている。宗教法人にとつて足もとでは、コスト削減に資するキャッシュレス決済を導入するかどうかを判断することとなる。ただし、将来的には、宗教法人にもマネー・ロンダリング対策などのセキュリティ強化、宗教活動と収益事業の区分を踏まえた宗教法人の運営に対する資金使途を明確にする体制強化Ⅱガバナンスの強化が必要となるのではないかと。

1. スマートフォン決済がキャッシュレス決済の普及に貢献

キャッシュレス決済とは、お札や小銭などの現

金(キャッシュ)を使用せずにお金を払うことである。身近なところでは、クレジットカード、交通系電子マネーや、いわゆるQRコードと呼ばれる二次元コード決済などもキャッシュレス決済に該当する。決済手段であり、電子マネー、プリペイドカード、デビットカード、クレジットカード、スマートフォン決済(スマホ決済)など、利用者のライフスタイルや支払う場面などに合わせて選ぶことが可能である。

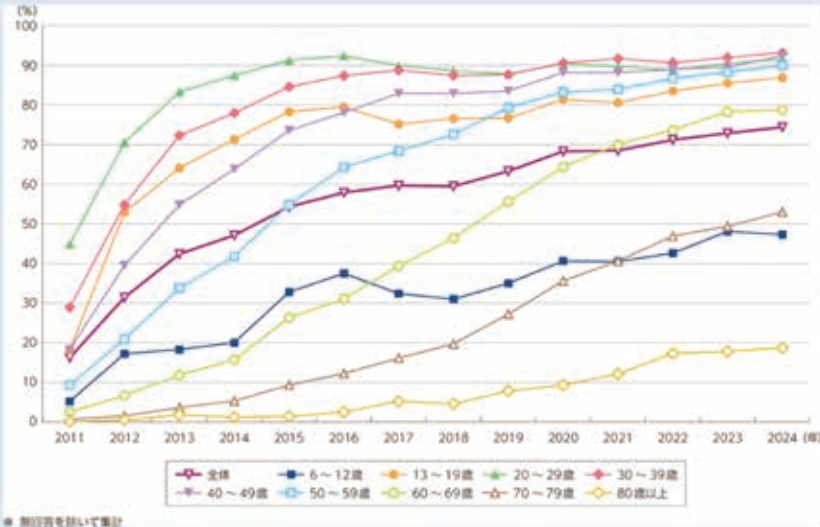
キャッシュレス決済の爆発的な普及に貢献したのは、スマホ決済の急速な普及である。スマホ決済とは、クレジットカードや電子マネー等、さまざまな決済手段にスマホで対応できるようにする仕組みである。非接触型IC決済、二次元コード決済、キャリア決済という3つの決済方法がある。このうち非接触型IC決済とは、スマホに内蔵されたICチップを使用して決済を行う方式であり、決済端末にスマホをかざすだけで支払完了するスピーディーな決済方法である。二次元コード決済とは、店舗に設

置かれた二次元コードをスマホで読み取るか、スマホに表示した二次元コードを店舗側で読み取ることが最大の特徴である。スマホ1台で支払が完了することが最大の利点である。現金を引き出す手間がなく、財布を持ち歩く必要がないため、特に少額の支払いや急な支払いの際に便利である。ただし、フィッシング詐欺やID・パスワードの漏洩、スマホの紛失・盗難、二次元コードの改ざんや決済時の盗撮等のリスクが存在する。このため、これらのリスクに十分対応していることが、スマホ決済の業者を選ぶポイントになっている。

図表1を見ると2022年から全世代平均で7割超のスマホ利用率を維持している。年代別で見ると、若い世代(13歳から29歳)とともに、30代、40代、50代の世代、さらに60代の利用率は全体の利用率よりも高い。

2. キャッシュレス決済比率が大幅に上昇

図表1. インターネット接続端末としての利用率の推移(スマートフォン)(年代別)



(出所) 総務省「通信利用動向調査」から抜粋

経産省の調査(経済産業省)「2024年のキャッシュレス決済比率を算出しました」2025年3月31日)によれば、2024年のキャッシュレス決済比率は堅調に上昇し、42・8%(141・0兆円)となった。内閣官房「成長戦略フォローアップ」(2019年6月)において、「2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」とされていた FinTech/金融分野のKPIを、前倒しで達成したことになる。さらに2018年4月に公表された「キャッシュレス・ビジョン」では「将来的には、世界最高水準のキャッシュレス決済比率80%を目指し、必要な環境整備を進めていく。」としている。

キャッシュレス決済比率とは、「キャッシュレス支払手段による年間支払金額」を「民間最終消費支出」で除した比率である。つまり、家庭や民間非営利団体が生活やサービス利用のために行う最終的な消費支出の総額の中で、キャッシュレス決済した額の割合となる。分子はキャッシュレス決済に該当する、①クレジットカード決済の支払額、②デビットカード決済の支払額、③電子マネー決済の支払額、④コード決済の支払額の合計となる。

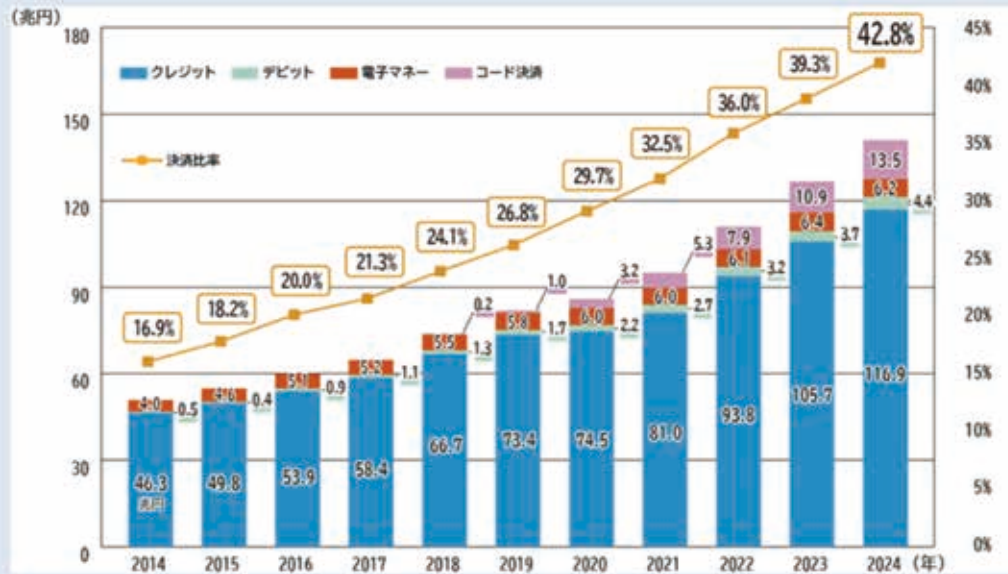
この分子を見ると、①が82・9%(116・9兆円)、②が3・1%(4・4兆円)、③が4・4%(6・2兆円)、④が9・6%(13・5兆円)であった。図表2において、2018年から2024年の内訳の各4つの決済の推移をみると、コード決済、つまり二次元コードやバーコードを利用してスマートフォンで簡単に支払いを行う方法の決済額の比率が、2018年に0・2%(0・2兆円)であったが、2024年には9・6%と大幅に上昇した。デビットカード決済の支払額の比率も1・8%(1・3兆円)から3・1%に上昇した。その一方、クレジットカード決済の比率は90・7%から82・9%に低下し、電子マネー決済の比率も7・5%から4・4%に低下した。

この背景には、前述したようにスマホの普及により、二次元コード決済を含む多様なキャッシュレス決済手段の活用が進んだことがある。

3. 宗教法人に関するキャッシュレス支払いの注目点

宗教法人に関するキャッシュレス支払いの注目点(宗教法人側からの懸念点)は以下の3つにまとめられる。まず、宗教活動でのお布施は、信者個

図表2. 我が国のキャッシュレス決済額及び比率の推移(2024年)



(出所) 経済産業省「2024年のキャッシュレス決済比率を算出しました」2025年3月31日

<https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250331005/20250331005.html>

人の「キャッシュレス」な仏様に捧げる心や魂を、貨幣を持って寄付する行為であり、サービス・物品の対価として支払う行為とは根本的に違う。次に、信者の寄付という個人情報も漏洩することや宗教の自由が侵されることに対する懸念である。キャッシュレス決済によって、上記の個人の決済情報が、資金決済業者に集中し、その業者のセキュリティ対策に不備があれば、信者の活動や個人情報も第三者に漏洩するリスクが高まる可能性がある。最後に、キャッシュレス決済によって宗教法人の資金の流れの透明性が高まり、これまで収益事業となされていなかった事業も課税対象になることへの懸念である。宗教活動に区分された事業において定型の手数料が発生したとされ、収益事業と見なされる恐れがある。宗教法人は、収益事業を行う場合、その収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課税される。宗教法人の収益事業には、34種類の事業が定められており、課税されるのは継続して事業場を設けて行われるものである。そのため、

課税対象となるか否かは、決済手段の種類そのものに影響されない。

一方、宗教法人にはキャッシュレス決済を導入することによるメリットがある。お賽銭の回収のコスト低減である。お賽銭では大量の硬貨を扱う必要がある、銀行の窓口あるいはATMで硬貨を扱う際には大量硬貨手数料が設定されているため、宗教法人にとってはコスト負担が重くなっている。2022年にようやく銀行も同手数料を導入したことで、国内の多くの銀行の窓口あるいはATMでの硬貨の入金、あるいは振込、納税等の支払いにも同様に、大量硬貨手数料がかかる。この手数料では、硬貨の種類に関係なく100枚まで無料であるが、101枚からは大量硬貨手数料を利用者が負担しなければならない。宗教法人にとってはかなりの負担である。キャッシュレス決済によって、このコストが低減される可能性がある。さらに、キャッシュレス決済が参拝者のライフスタイルの一部であるとすれば、お賽銭の方法の選択肢を増やすことで、例えば若者世代、インバウンド等の参拝者を増やすことにつながる可能性がある。

ただし、お賽銭という行為は、送金の中でも「寄付」に該当する。資金決済業者にとっては、特別な体制が必要なため、対応する事業者は少ないのが現状である。数少ない寄付を扱っている

PayPayでは、PayPayビジネスアカウント(口座)を宗教法人が開設すれば、宗教法人は口座経由での寄付の受け取り(決済)が可能となる。寄付とはいえ、送金の流れはPayPay決済と変わらず、利用者は街中のコードを読み取るか、オンライン上で送金手段をPayPayに指定すれば、PayPayマネーでの寄付が可能となる。ただし、問題となるのは、「決済」と「寄付」は法的な位置づけが全く異なることである。寄付などの送金は、モノやサービスの対価が必要ないため送金額の妥当性が見えにくく、マネー・ロンダリングなど不正行為につながる可能性がある。そのリスクを最小限にするために、寄付の送金を取り扱う事業者は、強固なリスク低減策や審査体制構築が必要となる。加えて、宗教法人には、通常のキャッシュレス決済の加盟店の手数料とは異なるが、手数料が発生する。足もとでは、この手数料と大量硬貨手数料とのコスト面での比較で、キャッシュレス決済を導入するかを判断することとなる。ただし、将来的には、キャッシュレス決済が増えていくことを前提とすれば、宗教法人にもマネー・ロンダリング対策などのセキュリティ強化、宗教活動と収益事業の区分を踏まえた宗教法人の運営に対する資金使途を明確にする体制強化Ⅱガバナンスの強化が必要となる。

4・銀行と大手携帯キャリアの決済の主導権争い

最後に窓口・ATMを主体とする伝統的な銀行がなぜ大量硬貨手数料を導入することを決定したのか、その背景を説明しておく。メガバンク、地域金融機関等の伝統的銀行はキャッシュレス決済を含むリテール決済(少額決済)において、大手携帯キャリアの傘下にあるネット銀行等との熾烈な競争を強いられている。伝統的な銀行の預金口座による決済は、クレジット・デビットカード決済、スマホ決済というキャッシュレス決済に置き換わろうとしている。このため、このリテール決済事業において大幅なコスト削減に取り組んでいかなければならない。例えば、この少額送金事業者には、①大手携帯キャリアの傘下にあるPayPay、楽天ペイ、②メガバンクが主要な株主である「ことら」という株式会社、などがある。「ことら送金」とは、対応しているアプリを利用すれば、10万円以下で家族や友人等個人宛の送金が、手数料無料でできるサービスである。422のメガバンク、地域金融機関、事業者が対応事業者となっている(2026年2月18日時点)。伝統的銀行は、コストを削減するために、少額決済サービスにおいてことらの仕組みを利用している。

前述した2018年4月に公表された「キャッシュレス・ビジョン」では「将来的には、世界最高水準のキャッシュレス決済比率80%を目指し、必要な環境整備を進めていく。」との政府の方針がある。今後、キャッシュレス決済比率を80%にするためには、少額送金の分野でキャッシュレス決済を増加させていくことが重要となる。政府の方針、伝統的銀行の中長期的なリテール決済のコスト削減の戦略を踏まえると、中長期的には、宗教法人にも前述したキャッシュレス決済導入に伴うガバナンス強化などの対応は必要となる。

内野 逸勢(うちの はやなり)

1990年大和総研入社。企業調査部、経営コンサルティング部、大蔵省財政金融研究所出向などを経て現職(金融調査部 主席研究員)。専門は金融・資本市場、金融機関経営、地域経済、グローバルガバナンスなど。主な著書・論文に『地銀の次世代ビジネスモデル』2020年5月、共著、『FinTechと金融の未来～10年後に価値のある金融ビジネスとは何か?～』2018年4月、共著。IAASB CAG(国際監査・保証基準審議会 諮問・助言グループ)委員(2005～2014年)。



キャッシュレス決済とお寺をめぐる新たな可能性

「おまいりPay」という京都仏教会の試み

私たちは、今回、キャッシュレス決済を特集するにあたり、それが普及しだした令和元年から、反対の立場をとってきた京都仏教会にも、その根拠をうかがう必要があると考えていました。

そうした最中、「おまいりPay」と名付けられた新たな決済システムを開発したという発表が京都仏教会からなされました。

これは、令和元年以来、京都仏教会がキャッシュレス決済に対して懸念していた点を解消するべく、数年にわたって取り組んできた成果だといえます。

キャッシュレス決済に対しては強硬な立場を取っていると見られていた京都仏教会自らが、キャッシュレス決済を開発したという驚きの発表。果たしてそこに何があったのか。

本項では、まず令和6年に京都仏教会が発表したキャッシュレス決済に対する見解「布施の原点に還る」(https://www.kbo.gr.jp/recommend/rec_articles/20240702/)を紹介し、その後、京都仏教会の長澤香静事務局長にお話をうかがいます。

「布施の原点に還る」

前文

令和元年に京都仏教会より発表いたしました声明文「布施の原点に還る」につきまして、当会は今日までの、物による布施から貨幣による布施へと形態が変化してきた歴史を踏まえた上で、この声明から5年を経た中で現在、キャッシュレス化という時代の流れには抗えない部分もあることと認識しております。

しかしながら、キャッシュレス化を受け入れていく中で、拝観行為は宗教行為であり、特に①「信教の自由」を損ねる恐れがあるということ、②拝観料は非課税であるという根本があり、そこに手数料が発生しても、その手数料ゆえに宗教活動への課税は正当化できないこと、この二点につきましては重要な点であると捉えております。

いずれにせよ「布施の原点」の本質、あるいは布施に対する姿勢はこれまでとは何ら変わらないということで理解しております。

また令和元年に声明文を発表するに至った背景のひとつに、キャッシュレスそのものの実態が判然としていない状態にあったため、不必要な課税を招く恐れも十分にありうると考えられたことから、京都仏教会としては、各寺院に安易に導入が広がってしまうことを懸念し、まずは慎重に考えていただくよう早急に訴えかける必要がございました。

そして今回の改定に至る経緯としては、声明文発表から約5年経過した現在の動向をみて、必要以上に強調していたと言える箇所において、より今の時世に見合った適切な表現へと変更させていただいた次第でございます。

以上により、京都仏教会におけるここ数年の研究、社会情勢の変化に基づいて、次ページのように改定するものです。また京都仏教会の理事、評議員の間でこの認識を共有いたしたく存じます。

合掌

声明文

1. 「聖俗の分離」に従う

- ・寺院の宗教活動は世俗の事業とは本質的に異なる。
- ・布施は財物に託して、信者の心、魂を仏様に奉げるものであり、対価取引の営業行為とは根本的に異なる。
- ・本来、対面的であることを重視する宗教行為の本旨を重んじ、キャッシュレスによる布施についても、そのことが軽視されることのないようにしなければならない。
- ・宗教団体・宗教法人において、法要、拝観、葬儀などの宗教行為と収益事業は明確に分離されている。

2. 「信教の自由」を守る

- ・布施のキャッシュレス化により宗教信者の個人情報および宗教的活動が第三者に把握される危惧がある。
- ・信者の活動状況および個人情報を含むビッグデータから信者および寺院の信教の自由が侵されることを危惧する。
- ・信者および寺院の行動が外部に知られ宗教統制、宗教弾圧に利用されることを強く危惧する。
- ・布施は法人税法上の収益事業ではない。キャッシュレス化の浸透により布施の方法が変わっても、その布施の本質は変わることはない。

3. 「寺院への対応」を求める

- ・傘下寺院に対して、寺院の宗教活動におけるキャッシュレス化の受け入れについては信教の自由に配慮し慎重に考慮することを求める。
- ・公益財団法人全日本仏教会と連携を密にし、全国の宗派、寺院における対応を求めてゆく。
- ・日本宗教連盟、近畿宗教連盟その他全国の宗教連盟にも同様の対応を求めてゆく。

令和6年6月25日

一般財団法人京都仏教会
理事長 有馬 頼底

京都仏教会の新たな取り組み

長澤香静 京都仏教会事務局長



1. キャッシュレス決済の問題点

前掲の声明文は令和6年に発表したんですけども、その前の令和元年に、キャッシュレス決済に対して、寺院各位に慎重なる姿勢で臨むべきであるとの声明を出しました。つまり、おまいりの方の便宜のため、利便性のためのみでキャッシュレス決済に走るのではなく、おまいりの方の情報が第三者に把握されることを理解しなければならぬと呼びかけたのです。

その間にも世の中は随分変わってきました。銀行や交通系の企業とも、お寺はお付き合いがありますから、そうしたところからキャッシュレス決済の案内が来るなど、それぞれの本山も含めて抗いきれない

くなっている状況が生じている中で、私どもも本格的に勉強を重ねてきました。

「お布施の原点到還る」の声明文にあるように、そもそも私たちがキャッシュレス決済に関して、注意しなくてはいけないと考えていた点は二つです。

一つは、宗教団体、宗教法人が宗教活動に伴って得た布施、喜捨などは、世俗の収益事業とは本質的に異なるものだということです。営利を目的とはしていないのももちろん、仮に余剰金が生じたとしてもそれは将来の宗教活動に役立てられるものです。

もう一つは、おまいりする方々の「信教の自由」を守らないといけないということです。信教の自由は憲法で保障されたものであり、信仰に関する情報は、個人情報保護法でも「要配慮個人情報」として特別な取扱いが必要とされています。私たちはクレジットカードなどを契約する時、細則まで読まないことが多のですが、利用情報が他で利用されることも書いてあり、それを承知でカードを作ることになります。そうすると例えば、宗教行為である参拝をされた方が参拝料をキャッシュレスで払うと、この方がそのお寺に来ているという情報がリアルタイムで決済会社に行き、そこにいる間に周辺のお店や、宿泊場所の案内をするということができてしまう。現金だとそれはないんですが、第三者によってビッグデータとして把握され、それがあちこちで使われると、そ

の方の信教の自由をお守りすることにはならないので、それをどう防げるかを考えてきました。

根本的な考えは平成6年と変わってはいませんが、それらの点を守るために勉強し、カード会社やキャッシュレスサービスの事業者と協議を続けて、今回発表にこぎ着けたのが「おまいりPay」です。

2. 「おまいりPay」の概要

「おまいりPay」の要点は以下の4つです。

- ① 聖俗の分離
 - ② 信教の自由を守る
 - ③ 信者を犯罪から保護する
 - ④ 寺院・神社の業務効率化サポート
- ①に関しては、「おまいりPay」に加盟できるのは、寺院・神社に限定し、一般的な事業者は加盟できません。②に関しては、利用者の宗教法人で利用した決済情報を決済事業者には開示しません。③に関しては、「おまいりPay」に加盟する寺院・神社等を確認し、賽銭等については、決済額の制限等の対策を講じ、過大な利用を抑止します。これらによりマネーロンダリング等、「おまいりPay」が不正利用されることを防止し、信者の財産を保護することが目的です。④に関しては、今回この事業をともに開発した企業から、簡易レジや各種管理画面を提

供し、寺院や神社の寺務を効率化します。

そして、現在対応している決済種別と取扱ブランドに関しては、まずクレジットカードでしたら、大手と呼ばれるところはほぼ網羅しているので、多くのみなさまが、新たにクレジットカードを契約することなく、今持っているものをそのままお使いになることができるかと思えます。また、非接触電子マネーについても、鉄道会社各社が発行する交通系ICカードだけでなく、Eコマースの運営企業や、携帯電話会社、大手小売企業が発行するものなど、こちらも多くの方がすでにお使いのものに対応しています。

左図のようなステッカーを、使える場所に掲示するイメージです。二次元コード決済が現在普及してきていることは存じていますが、参拝者の情報の二次利用をしないという同意が事業者から得られなかったため、今回、取扱対象とはしていません。詳しくは「おまいりPay」の問い合わせ用ウェブページ(次ページ)最後の二次元コード)から確認することができます。ことができます。ですから、ぜひ訪れて



お寺におけるキャッシュレス決済

みてください。

まずは拝観料や授与品、ご朱印に用途を限定し、寺社にとってニーズが高いと思われるお賽銭や奇進やお布施に関しては、これからの検討課題となります。

3.「おまいりPay」の事業主体

このような「おまいりPay」ですが、実際に管理・運営するのは、京都仏教会がキャッシュレス決済について学ぶ中で知り合った企業で、京都仏教会はシステムが基本理念に準拠しているかを継続的に監修する立場になります。

下の図にあるように、参拝者が「おまいりPay」を使って決済した寺院・神社名は、この管理運営事業者が一元管理し、決済事業者には提出しません。利用項目には単に「おまいりPay」と表示されることとなります。京都仏教会もあくまで監修という立場なので、その情報を知ることにはできません。また、「おまいりPay」を使う寺院と管理運営事業者の間でも個別に守秘義務契約を締結することになります。こうした対策によって、参拝者の信仰の自由が守られることとなります。

2026年の4月1日の時点では、京都の永観堂、林寺、相国寺の承天閣美術館、銀閣寺として知られる慈照寺が賛同して導入することになっています。



また、それぞれの寺院が各カード会社と個別に交渉するとなると非常に大変です。それを管理運営事業者が一元的に担うというのも、先ほどの④の寺院の業務効率化につながります。

京都以外にもさまざまな地域の寺院・神社に話しをさせていただいておりますが、みなさま非常に驚かれます。京都さん、反対されてましたよね。しかし時代は変わります。外国からの観光客が増えたり、銀行に硬貨を預ける時に莫大な手数料が発生するようにになりました。そのような中でキャッシュレス決済を無視することはできないと思います、勉強を続けてきました。お寺だけでなく神社でも導入することができそうです。そういった問題が解消されてゆく方向になれば、キャッシュレス決済にも一定の意義があるのだと思います。

「おまいりPay」の問い合わせ用のウェブページもございます。(https://about.omairipay.jp/)導入を検討される寺院・神社は、下の二次元コードから入ることもできますのでぜひお問い合わせください。



「おまいりPay」問い合わせページ

キャッシュレス決済の実例

ここからは、すでにキャッシュレス決済を実際に導入している実例を三つ紹介します。前者は東京にある浄土宗大本山の増上寺で、文書で回答いただきました。後者の二つは、香川県にある天台宗妙法寺と、真宗大谷派大善寺で、こちらは実際にお話をうかがいました。

- ① 導入のきっかけ
- ② 現在の利用状況
- ③ 現在感じている利点・課題点を基本的な問とじています。

なお、冒頭の内野逸勢氏の論稿の6ページの下段に記載されているように、現在、PayPayでは寄附を扱っていて、宗教法人がPayPayビジネスアカウント(口座)を開設すれば、同口座経由で寄附の受取が可能になります。それをお賽銭に導入している寺院や神社は、同社のホームページ(<https://paypay.ne.jp/guide/donation/>)から確認することができます。

浄土宗大本山・増上寺



1. 当山のキャッシュレス決済に対する考え方

日本における2024年のキャッシュレス決済比率は42・8% (経済産業省調べ)であり、「将来的には80%を目指す」(※1)という政府目標を背景に

キャッシュレス決済の普及が進んでいます。

宗教法人のキャッシュレス決済に関しては、国税庁発行の『宗教法人の税務』の中で、収益事業に該当するかどうかの具体的な判定について、「喜捨金や対価の收受が、現金で行われる場合と現金以外(キャッシュレス決済)で行われる場合とによって、収益事業の該当性が変わるものではありません。」と明記されており、条件を満たせばキャッシュレス決済であっても現金決済と同様に非収益事業として認められることとなります。ただし、お賽銭・ご寄付・お布施としてキャッシュレス決済でお浄財を納めていただくことについては、決済ブランドの規約で禁止されている場合があります。

当山では『宗教法人の税務』に基づき、税理士法人のご指導の



本堂内の賽銭箱前に置かれた二次元コード

と現金決済に加えキャッシュレス決済についても非収益事業・収益事業を分けております。2025年12月時点で、当山においてキャッシュレス決済を導入しているのは基本的な定価のあるもの、具体的にはお守りやご朱印などの授与品、冥加料を定めている一部の法要(主に安国殿で行う祈願や七五三など)です。お賽銭・ご寄付については規約で利用可能なブランドに限定しています。一方で、年回法要などのお布施については、「お気持ちで納めていただくもの」という観点から原則現金で直接納めていただいております。(※2)

2. キャッシュレス決済の導入時期・利用状況

当山は2021年3月に徳川將軍家墓所・宝物展示室(拝観冥加料・入館料に対して)、安国殿(お守りなど授与品に対して)にキャッシュレス端末を導入しました。同年6月にはお守りやお土産品を中心に取り扱う公式オンラインストアを開設し、キャッシュレス決済を導入しています。(※3)また、2024年8月に取扱品の管理効率化を目指しPOSレジシステムを導入、2026年1月現在、主要なクレジットカード・電子マネー・二次元コード決済に対応しています。(※4)お賽銭については、2024年12月23日に大殿・安国殿で二次元コード

でのお納めが可能になりました。(※5)

当山の金額に占めるキャッシュレス決済の割合について、授与品等については約30%がキャッシュレス決済です。(詳細については参詣者の信教の自由にも関わる内容ですので差し控えさせていただきます。)

3. キャッシュレス決済導入のメリット・デメリット

何といってもキャッシュレス決済をよく使う方々(比較のお若い方や海外からお越しの方)にご参詣いただくことが大きなメリットです。ご参詣いただくことで新たな教化のきっかけとなります。

一方で、機材・通信環境決済にはインターネット環境が必要)導入のコストや、収益事業・非収益事業にかかわらず決済手数料(売上の数%)がかかること、職員に対する決済端末の取り扱い研修の必要性などが導入を進めていく上での課題といえます。

※1 政府、キャッシュレスビジョン【2018年4月公表】

※2 体調不良などやむを得ない事情の場合は、銀行振込振込手数料はお施主様負担)でお布施を納めていただいております。

※3 公式オンラインストアはクレジットカード決

済、コンビニ決済、銀行振込、キャリア決済のみ。

※4 境内で取り扱う一部の物品については、一部のキャッシュレス決済のみの対応となります。

※5 一般の二次元コード決済は規約で賽銭利用(法人に対する送金を禁止していますが、一定の条件で利用可能な決済もあります。当山の場合、堂内に掲示している二次元コードを参詣者が読み込み、お賽銭を納めていただきます。

真宗大谷派・大善寺

この度訪ねた大善寺は、高松市から車で20分ほど行った郊外にあります。大善寺では、本堂、納骨堂、合同墓のお賽銭にPayPayを導入しています。善本弘教住職にお話を伺いました。

Q1. 始めたきっかけはなんだったのでしょうか？

メディアでやっているのを見て申し込みました。本山の東本願寺もやっていますし、若い人など、今は財布を持ち歩いていないこともありますから、支

払いの多様性や話題性も考えて始めました。



Q2. どれくらいの頻度や割合、あるいはどのような方がよく使われるのでしょうか？

まだ月に数件です。最近多いのが一円ですね。恐らくお試してやっているのだと思います。PayPayのシステム上、寄附には本人確認が必要ですので、やってみただけ使えなかったと言った方もいました。実際にキャッシュレス決済への抵抗感を口にされ

る方もいました。ありがたみがないうちは特にご年配の方に多いですね。

うちのお寺には、誰でも入れる納骨堂と合同墓を建てたので、実際に使われる方は門徒さんと、それらをお詣りする方々が多いです。

Q3. そうした場合、手数料はどの程度かかるのでしょうか？

今のところ、使用された額の5%です。月に定額の手数料を支払うという形ではありません。



合同墓の脇に置かれた二次元コード



本堂の賽銭には現金用の入れ口と二次元コードが並ぶ

Q4. 今感じている問題点、あるいはメリットはありますか？

PayPayを導入したことによって発生した問題というと、今のところ特にはないです。

むしろ賽銭箱の方が問題があつて、最近景気の関係もあるのか、ここら辺もコンビニ強盗が多いんです。賽銭箱自体が高価な物ですから、それを泥棒に壊されると大きな損害が出ます。それに、そこにお金があると分かってきているものを置いておく、ある意味、犯罪を生み出すことにも繋がりますので、賽銭箱を外に置いてほしいという要望もありましたけれど、うちの寺では一切置いていません。こういった点はキャッシュレス決済を導入する意義になると思います。

天台宗・妙法寺

大善寺に続いて、香川県丸亀市にある天台宗妙法寺を訪れました。江戸時代の俳人画家・与謝蕪村が讃岐を訪れた際に数回逗留し、その際に揮毫した6作品が残っていることから「蕪村寺」とも呼ばれます。大岡真祥住職にお話しを伺いました。

お寺におけるキャッシュレス決済

Q1. 導入のきっかけは？

2018年に、新たに拝観事業を計画しました。その翌年、第4回瀬戸内国際芸術祭が丸亀市周辺で開催されたのに合わせて、拝観をスタートさせました。キャッシュレス決済を導入したのは、その2年後の2021年で、拝観に活用できるだろうと考えました。今、拝観料や護符・お守りの頒布、ご朱印、お賽銭などにキャッシュレス決済を導入しています。



Q2. キャッシュレス決済は、どの程度使われていますか？

うちのお寺は、年間の拝観者自体が2000人ほどと、それほど多くはありませんが、そのうちのほとんどは現金です。

PayPayの場合、1回の送金の上限が30万円なので、ご法事などのお布施でも使えそうですが、実際にそれを希望された話はまだありません。

Q3. 今感じているメリット、デメリットを教えてください。

今、申した通り、キャッシュレス決済を希望する人はそれほど多くありません。ですからお寺の側



本堂前の賽銭箱に二次元コードを提示

のメリットは正直言うと現状ではそれほどありません。ただ、実際にキャッシュレス決済をしたいという人もいるので、相手の希望に添うという意味ではメリットになるでしょう。

しかし、頻繁にキャッシュレスで決済する商売をされている方と違って、ごく少数の利用になりますので、いざ使おうとする時に端末の充電状況が悪かったりといった、機器を介するが故のトラブルが発生することがあります。また、私以外のスタッフ、特に高齢の名誉住職が機器を使うことも難しいといった点もあります。そういう意味では、二次元コード決済の方が参拝者に端末の操作を委ねて、金額の確認をするだけなので、寺としては対応しやすいと言えます。

また税理士から、手数料を別に支出として計上するように指導されています。そのような税務上の処理に気をつける必要もあるでしょう。

一般のお寺さんは、法事などのお布施に使えるかが多分一番興味あるでしょうけど、現状はまだ難しいですね。お施主さんの意識としても、お寺に敬意を示してお包みでという方がまだまだ多い印象です。

とはいえ、お年玉を電子マネーであげる時代ですから、そういう備えはあっても良いかと思えます。

〔西山浄土宗〕 総本山光明寺の8棟の建造物が国の重要文化財に指定

2026（令和8）年1月、本会に加盟する西山浄土宗の総本山で、京都府長岡京市にある光明寺の主要な建造物8棟が、国の重要文化財に指定されました。指定されたのは、本堂の「御影堂」と、「阿弥陀堂」、「釈迦堂」、「勅使門」、法然の遺骨を安置する「御本廟」及び「御本廟拜殿」、「鐘楼」、そして「総門」です。（左の図の赤丸で囲った建物）

訪れたのは1月末。1年で最も寒く、いつもは観光客でいっぱい京都駅も、この時期

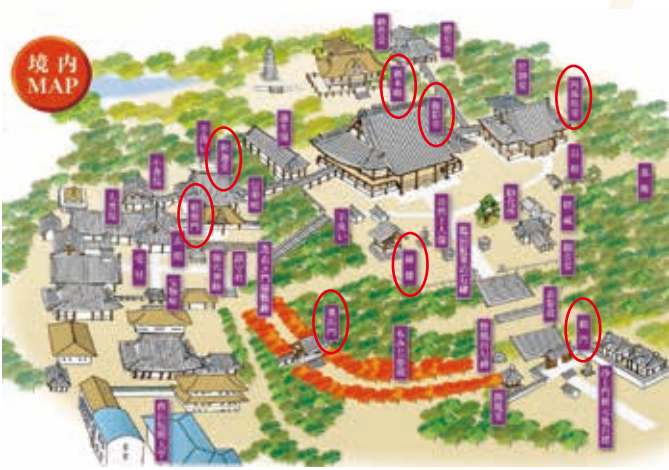
だけは一休みといった印象の中、大阪方面のJR線に乗ると、10分ほどで長岡京駅へ。そこからはバスがタクシーです。住宅街と田んぼと畑が入り交じった目の前の現代的な郊外の風景の中に、平安京に都が遷される前わずか10年間だけ、ここに都があったという不思議な感覚を味わいながら、15分ほど走ると光明寺に到着します。光明寺では大高義執事に案内していただきました。

本山とする浄土宗西山深草派、一遍の時宗、そして、この光明寺を本山とする西山浄土宗へと分かれました。

光明寺は、法然が初めて「お念仏」の教えを説いた場所であることから、正親町天皇の論旨により「浄土門根元地」と言われるようになりました。源平合戦で活躍し、後に法然の弟子となった熊谷次郎直実（出家して法力房蓮生と名乗った）が建てた念仏三昧院が前身で、創建は1198（建久9）年。

浄土宗は1175（承安5）年に法然によって開かれました。弟子達の解釈をめぐっていくつかに分派し、弁長の鎮西派が現在の浄土宗に、親鸞の流派が浄土真宗に繋がります。そうした分派の一つであった證空の西山派は、後に禅林寺（京都の永観堂）を本山とする浄土宗西山禅林寺派と、京都の誓願寺を

1228（安貞2）年には、この地で法然の遺骸が茶毘に付され各地に分骨されました。「御本廟」にも遺骨が納められています。そして、1242（仁治3）年に、四条天皇の勅願によって寺名が光明寺と改められました。



御影堂



阿弥陀堂



釈迦堂



勅使門



御本廟及び御本廟拜殿



その後、応仁の乱や、羽柴秀吉と明智光秀による山崎の合戦、享保年間の火災と少なくとも3度被災し、その度に再建されたため、重要文化財に指定された8棟は、いずれも江戸時代の建造物です。京都府教育委員会によると、1753（宝暦3）年に建てられた「御影堂」は、他の浄土宗寺院の本堂が、開放的で融通性に富む平面へと変遷する過程を知る上で価値が高く、細部の彫刻も質が高いと評価されています。他の諸堂も含めて、境内全体が江戸中期以降の様相を現在に伝えている点が評価されて、この度の指定に至りました。

洛西の山々の麓に位置する光明寺は、四季折々の自



然が豊かな表情を見せてくれます。訪れたのは晴れわたった冬の一日で、乾いた空気が境内に凜と張り詰め、人里の喧噪から離れた静けさもあって、自ずと心が引き締まります。総門をくぐると現れるなだらかな石段は「女人坂」と呼ばれ、時代劇の撮影場所として選ばれることも多いとか。登り切ると正面に現れるのが、京都の浄土宗寺院の中でも最大級の「御影堂」です。内部は、仕切りのない開放的な空間に壮麗な須弥壇と宮殿が設けられ、法然自らが作ったとされる「張子の御影」が本尊として安置されています。

御影堂の左の「釈迦堂」には頼に火箸のあとが残る「頼焼けの釈迦如来」、右の「阿弥陀堂」には阿弥陀三尊と、極楽をお勧めくださるお釈迦さまと、極楽から迎えに来られる阿弥陀さまが祀られています。

「御影堂」の裏にある急な階段を上がっていくと、「御本廟と拜殿」に至ります。ここは法然の遺骨を納めるお堂です。境内の中でも一番高い場所にあり、振り向くと京都の街中を一望することができます。

「釈迦堂」と「勅使門」の前には、法然が

茶毘に付された場所に「御火葬跡」として勢至菩薩をお祀りしています。歴史のページを感じながら、最後に、道の両脇に植えられた楓の葉が秋になると真っ赤なトンネルになるという「もみじ参道」を通って、光明寺を後にしました。

光明寺の近くには、天然水のビール工場があります。工場見学も合わせてぜひ訪れてみてください。



西山浄土宗総本山 光明寺

〒617-0811 京都府長岡京市粟生西条ノ内26-1
 JR京都駅「長岡京駅」下車、バスかタクシー
 阪急京都線「長岡天神駅」下車、バスかタクシー

仏教における女性

（全日本仏教会・第36期国際交流審議会より）

全日本仏教会の国際交流審議会では、日本の仏教界の指針となるべく、加盟団体から選ばれた委員や理事が集まり、毎回さまざまな問題について国際的な立場から審議を重ねています。そこでは各団体を代表する豊かな知識や経験を持つ委員各位が、含蓄に富んだ意見を交わしています。また、時には講師の先生をお呼びし、種々の社会問題について勉強しています。

第36期においては、広く世間にそれらを発信するべく映像に残しました。特に、理事長諮問の一つ、「SDGs（気候変動・難民問題・ジェンダー平等）について」の中から、ジェンダー平等、その中でも「仏教における女性」をテーマに、植木雅俊先生と、岩田真美先生に講義をしていただきました。今号では、紙幅の都合上、要約という形で紹介します。

なお、全編は本会のYouTubeにて公開しています。本特集の最後に二次元コードを載せていますので、ぜひご覧ください。

歴史的人物としての釈尊は、果たして女性差別主義者だったのか
— 本来の仏教の女性観 —

植木雅俊先生は、最初物理学が専攻でしたが、仏教学者の中村元と出会い、仏教における男女観、ジェンダー平等思想をテーマに博士号を取得しました。その背景の一つは、1976年からの「国連婦人の10年」に端を発した日本社会の男女平等運動です。90年代には、仏教を女性差別の宗教とする論文や批判が相次ぎました。そこでは女人五障説、変成男子、性差の空性などが問題とされました。多くの仏教学者が沈黙する中、植木先生は反論としてではなく、実際のその本質はどうであったのか研究をされました。

まず先生が問題視したのは、「仏教」という言葉で仏教の多様な歴史的展開を一括りにしたり、批判の多くを漢訳仏典に依拠する、議論の不十分さです。仏教は日本へ伝わる間に各地域の文化と融合し、その都度少なからず変遷していきます。さらに原始仏教、部派、大乘、密教など、時代を経るうちに経典内容は多極化していきます。しかし仏

教が本来持つ価値観は、釈尊が何と云っておられたかです。そこで氏はサンスクリット語に立ち返ることで、釈尊の真意を探り、その後の時代変遷、翻訳過程での変容までも広く検証しました。

翻訳経典の問題点の一例として、原典で「母と父（マーター・ピタラウ）」と母を先に置く語順が、漢訳で「父母」と逆転していることは、単純ながら象徴的です。また在家信者シンガラーへの教えでは、原典では、夫は妻を尊敬し自立を認め、財産として宝飾品を与えよ、と当時画期的な価値観が説かれます。ところが漢訳では、妻が夫に仕えるという真逆の内容に置き換えられています。このように当時の中国的価値観によって種々の改変がなされている事実を、経典を比較検証することで明らかにしました。

原始仏教の姿を残す資料にパーリ聖典のテーリーガーター（尼僧の詩）があります。そこでは多数の女性出家者が自らの悟りと解脱を語り、阿羅漢に至れる存在として記されています。水汲み、女ブンニカーがバラモンを論破する話などもあり、女性の知恵第一や説法第一が教団内で公認されていました。一方で後代にはアーナンダ尊者が、女性の出家を後押しした罪に問われます。しかしそ

れが不自然なほど軽微な罪であったり、その罪を決定したとされるマハーカッサパ尊者自身が女性の出家を認めていたり辻褄が合いません。女性蔑視を正当化しようとする同様の矛盾は多くあり、これは後代の作為であろうと先生は言います。また初期の受戒は、誰に対しても、釈尊から「エーヒ(来たれ)」という最上位の敬語によってなされていたことが文献から明らかになりました。そこからも分かるように、釈尊は社会的階級や性別を超えた平等思想を持ち、誰をも仏弟子と認め、分け隔てなく接しておられました。

しかし、部派仏教の時代になると、教団は次第に権威主義になっていきます。仏は特別な存在とされ、成仏は非常に困難なものとされました。出家至上主義の中で女性の地位は低下し、女人五障説や三従説が強調されていきます。しかしこれら女性を軽ずる考えもまた、經典内の年時矛盾や編集の痕跡など、現代の詳細な文献研究から、後世の付加と十分に推測されます。

それらの差別などに対し、釈尊の核心に戻るべきという批判的精神が大乗經典という形で表現された植木先生は見ます。法華經では、女性は仏になれないとする五障説に対し、童女が即座に男性へ変身することで悟りを示します。しかしこれは男性でなければ成仏できないという意味ではあ

りません。その前後関係をよく読めば分かるように、女性の身で既に悟っている童女の事実を疑う者へ、相手の理解水準に合わせて男性になって見せただけです。これによって変成男子についての批判もまたあたらなことが分かります。

また維摩經では天女と舍利弗の身体交換の説話を通じ、一切は男にあらざ女にあらざ、と説きます。これは性差を否定するものではなく、人間としていかに行動するかを説いているのです。またここでは女性であるから女性の苦しみ分かる、だからこそ女性を救える、と自らの立場を他者救済の原動力に転じていく、大乘仏教の運動論が展開されています。

以上、当時の批判に対し広遍緻密な文献学による検証を述べながら、総じて植木先生は、仏教史には確かに女性差別的な展開が存在したと言います。しかしそれは後世の男性出家中心主義が教団を変質させた結果であることもまた、明白にしました。これらの研究から分かるように、原始仏典には男女平等を示す具体的証拠が豊富にあり、歴史的人物としての釈尊が差別的ではなかったことは自明です。仏教の核心は、人としていかにあるべきかであり、そこに仏教本来のジェンダー平等思想の可能性があり、と本講演で述べられました。

植木 雅俊 (うえき・まさとし)

1951年、長崎県島原市生まれ。仏教思想研究家。九州大学卒。理学修士(九州大学)、文学修士(東洋大学)、人文科学博士(お茶の水女子大学)。東方学院で中村元氏から インド思想・仏教思想論、水野善文氏からサンスクリット語を学ぶ。

著書

『仏教、本当の教え』『法華經とは何か』(以上、中公新書)『ほんとうの法華經』(橋爪大三郎氏との共著、ちくま新書)ほか。

訳書

『梵漢対照・現代語訳 法華經』上・下巻(岩波書店、2008年、毎日出版文化賞受賞)
『梵漢対照・現代語訳 維摩經』(岩波書店、2011年、パピルス賞受賞)ほか。
『差別の超克 原始仏教と法華經の人間観』講談社学術文庫
※原本『仏教のなかの男女観——原始仏教から法華經に至るジェンダー平等の思想』(2004年、岩波書店刊)を改題・改稿



近代日本仏教と「家」制度をめぐって —浄土真宗の女性像から考える—

岩田真美先生は、長年、龍谷大学の真宗学科で勤務した後、今は大阪大谷大学で勤務されています。浄土真宗の教学史や教団史を中心に、特に近代仏教の問題を研究しています。仏教SDGsという研究を進めていた時に、その関連の研究に対する支援の公募がありました。それを契機に「ジェンダーと宗教研究センター」を創設して現在はその責任者もされております。

本講演では、浄土真宗を中心に近代仏教のジェンダー問題についてお話をなされました。僧侶の妻帯と世襲制度の成立、坊守(住職の妻)の位置づけ、女性観の変遷、そして戦後から現代に至る課題までを論じて下さいました。

まず、近代日本仏教の大きな転換点として、明治5年の太政官布告第133号による僧侶の肉食妻帯の公認が挙げられると、『近代仏教スタディーズ』で碧海寿広は指摘しています。こうした明治政府の方針により、僧侶は江戸時代の特権的身分から、宗教儀礼を担う一職種的存在へと再定義されました。この布告によって、出家主義を原則としてきた多くの宗派でも妻帯が広がり、僧侶が家庭

を持つことが一般化していきました。それは従来から妻帯を認めてきた浄土真宗の寺院のあり方にならうものであり、この現象について宗教学者の中村生雄は、日本仏教の浄土真宗化と表現しています。また、仏教学者の末木文美士も、僧侶の妻帯化に因って寺院が修行や儀礼の場であると同時に、僧侶とその妻子が生活する家庭の場となり、広く寺院一般に、子どもによる世襲が当然視されるようになった点を指摘しています。

浄土真宗では、住職の妻帯は近世以前から制度化されてきましたが、初期の真宗寺院は必ずしも血統相続ではありませんでした。室町時代初期以降、それが一般となり、近世初頭には長子相続の制度として確立したとされます。社会学者の森岡清美は『浄土真宗と家制度』において、各寺院を家とみなし、真宗教団を家連合として把握する視点を提示しています。

真宗教団の特徴は、住職の婦人である坊守が、宗門法においてその役割を規定されている点にあります。住職が教義や道理を説く役割を担うのに対し、坊守は住職を補佐し、仏祖への奉仕や、門徒への応対、さらには後継者の養育を担うなど、寺院のために尽くすよう求められました。すでに住職と坊守の間には明確な、性別による役割分業が成立していたことが分かります。このように、

寺院は宗教施設であると同時に家でもあり、そのことから寺院での男女の在り方が、門徒の家内和合の模範ともされました

近世における坊守像には、女性を劣位に置く思想が色濃く見られます。江戸時代の書物の多くに、女性は、仏など5つの成ることができない障がいを持ち、人生の過程においては、父・夫・子に従うべき存在とされる、五障三従説という女性差別的な観念が説かれ、また女性の愛情が否定的に捉えられ、愚かな存在とされました。

近代に入ると、寺族婦人講座などで坊守教育が体系化され、寺族婦人は仏の慈悲を体現する存在として理想像が示されるようになります。依然として五障三従説などが語られ女性は罪深い存在であるとされる一方で、子を育む母性が阿弥陀仏の慈悲と結びつけられ肯定的に見直される、二重構造が形成されています。

母性という言葉が日本社会に定着したのは大正期以降とされます。20世紀初頭には、詩人の与謝野晶子や女性解放運動の指導者であった平塚らいてうなどによって母性保護論争が展開されました。女性参政権運動の広がりとともに、女性の権利や社会的役割をめぐる議論が活発化し、仏教界にも影響を与えました。

こうした時代状況の中で、女性仏教関係者が主

体的に発言する動きも現れます。仏教学者の高橋順次郎は、仏教女子大学設立準備の一環として仏教女子青年会を創設し、機関誌『アカツキ』を発行しました。同誌では若い女性たちが編集に携わり、著名な知識人へのインタビューを行いました。浄土真宗本願寺派の碩学であった前田慧雲に対する取材では、仏教は女性を一人の人格として扱っているのか否か、という鋭い問いが投げかけられました。そして女人禁制や五障三従説、阿弥陀仏の第35願による女性の特別扱いに疑問を呈しました。慧雲は阿弥陀仏の救済の平等を説きつつ、山川草木の本性は同じでも、それぞれの因縁によって姿形が違う以上、現実社会での在り方からは離れられないと、社会制度の問題としても捉えていたようです。

また、教育学者の谷本富は、五障三従説は時代錯誤であり、弥陀の本願は男女を差別しないとはつきり述べました。女性も男子と同様の人間であり、自尊自重して特色を發揮すべきだという見解は、今なお色あせておりません。西洋近代思想の影響のもと、従来の女性差別的教化を見直す動きが仏教界にも始まりました。

戦後、民法改正により家制度は廃止されました。しかし森岡清美は、真宗寺院における住職の世襲は依然強固に維持されていると指摘しています。

そこにはこれまで続いてきた教団の生命力がある一方で、それ故の限界も存在するとされ、これは真宗教団にとどまらない問題だとしています。さらに森岡は、先祖祭祀や家の永続を重視する慣習は、伝統的家系意識を持つ一族では強く残る一方、経済的困難を抱える層では維持が難しくなるといふ先見の明も示しました。

現代の寺院においても、長男が跡を継ぐという明治憲法下の家制度的な慣習が残っており、これらは時に男性を優先するジェンダー不平等の要因ともなります。また、婚姻を男女間のものとする前提も再考が求められています。同性婚を含む多様なあり方への理解を深めることは、仏教界にとっても課題の一つです。

近代以降も日本の仏教界が社会に与える影響はまだまだ強く、仏教界の停滞が社会秩序の停滞の一要因となるかもしれません。ジェンダー問題は宗団の運営や持続可能性を考える上でも避けられない課題であり、継続的な問題提起と意識改革、それに伴う制度や環境の見直しが求められている

植木先生、岩田先生による以上の講義の詳細は本会のYouTubeチャンネル(下の二次元コード)からご覧いただけます。また、国際交流審議会において開催したシンポジウムも合わせて公開しています。ぜひご覧いただき全日本仏教会が取り組んでいることを知っていただければ幸いです。



植木雅俊先生の講義



岩田真美先生の講義



国際交流審議会シンポジウム

岩田 真美 (いわたまみ)

1980年、兵庫県生まれ。龍谷大学大学院文学研究科博士後期課程(真宗学専攻)単位取得退学。博士(文学)。2011年から龍谷大学文学部真宗学科特任講師、2017年から特任准教授、2020年から龍谷大学ジェンダーと宗教研究センター長を経て、2024年から大阪大谷大学文学部歴史文化学科教授。浄土真宗本願寺派の企画諮問会議委員、ジェンダー平等推進委員会副委員長などを務める。主な共編著に『カミとホトケの幕末維新一交錯する宗教世界一』(法蔵館、2018年)、仏教婦人雑誌の創刊(法蔵館、2019年)、近代真宗『女性教化』資料集成』全10巻(三人社、2020~2022年)などがある。



のではないかと岩田先生は問題を投げかけ、講演を終えました。

第36期総務財政審議会「答申」

「諮問事項1」

『法規集』の見直しについて

現行の『法規集』

は、財団法人から公益財団法人に移行された2012(平成24)年4月1日以降の第1回理事



事会(5月29日)において、第5号議案

「諸規程について承認を求める件」とし

て「公益財団法人全日本仏教会法規集

(案)」が提出され承認されたものです。

以来、時機に依りて改正が行われてき

ましたが、『法規集』自体が分割されたも

のであり、また、部分的な改正を行っ

てきた経緯から、全体的な整合性が取

れておらず、問題となる箇所も多数見

受けられます。つきましては、事務総

局が速やかな業務を遂行できるように、

『法規集』の見直しに対してご審議を願

い、答申をいただきました。

「諮問事項2」

法人創立70周年記念事業について

2027(令和9)年に法人創立70周年

記念の正当を迎えます。この70周年

記念については、第35期総務財政審議

会において開催すべきとの答申をいた

だぎ、また、法人創立周年記念事業計

画基本規程や法人創立70周年記念事業

実行委員会内規を設けました。この規

定により、本年度より周年記念事業事

務局や実行委員会が設置され、いよいよ

周年記念事業に向けた動きが始まる

うとしております。そこで、70周年記

念事業の事業計画案及び予算案につき

ましてご審議を願ひ、答申をいただき

たい。また、当諮問については、事業

期間中は継続して審議を願ひ、答申を

いただきたい。

「諮問事項3」

第48回全日本仏教徒会議の開催地につ

いて

第48回全日本仏教徒会議は、諮問2の

70周年記念と同時期に開催する運びとな

り、また、過去の周年記念事業において

も同時開催をしています。つきましては、

諮問2に付随して開催候補地のご審議を

願ひ、答申をいただきたい。

「諮問事項4」

本会の理事長及び事務総長の選定に関

する日蓮宗の「要望書」について

第43回理事会におきまして、日蓮宗

より本会の理事長及び事務総長の選定

に関する「要望書」が提出されました。

この要望書の内容につきましてご審議

を願ひ、答申をいただきたい。

「諮問事項5」

大蔵経運営事業について

今まで行われてきた「大蔵経テキスト

データベース化事業」や「大蔵経運営事

業支援」は、東京大学を主とする大蔵経

研究推進会議を支援することを目的と

しておりました。一方で、本会の公益

事業の一つとして位置づけられている

ことから、支援のみでは公益事業と言

えないのではないかと疑問視されてい

ました。そこで、第35期総務財政審議

会において、支援を目的とする「大蔵経

運営事業支援」を改め、新たに本会の

公益事業として事業展開するために「大

蔵経運営事業」と改称しました。この事

業では、大蔵経研究推進会議(SAT大

蔵経テキストデータベース研究会)に運

営的な寄附を行うとともに、釈尊の叡

智が収められた大蔵経を社会全般に広

めることを目的として公開講座を開催

するものです。また、「大正新脩大蔵経

編纂100年(略称：大正蔵編纂100

年)」が本年から始まるにあたり、仏教

界としての取り組みが不可欠となりま

すので公開講座等に関するご審議を願

い、答申をいただきたい。

以上の5つの諮問に対して、総務財

政審議会では4回にわたり、答申を提

出しました。

「第1回答申」

〈答申1〉

諮問1の『法規集』の見直しにつきま

しては、事務総局より提出された資料

に基づき、審議会及び委員会等に限定

し精査及び検討し、加筆訂正を行いま

した。その結果、第44回理事会に提出

する議案9点、報告事項4点について、

以下の通り取り纏めましたので、詳細

を付して答申いたします。

①宗教教育推進規程廃止案、法務執行

に関する協議会規程廃止案は、継続

審議とする。

②WFB(世界仏教徒連盟)日本センター

運営委員会、支援検討会議は、事務総局の説明の通り現状維持とする。

③時局問題検討委員会規程制定案、懲

戒規程制定案は、了とする。

④上記以外の規程に関しては、加筆訂正を行ったうえとする。

〈答申2〉

諮問2の法人創立70周年記念事業に関する事業計画案及び予算案につきましては、法人創立70周年記念事業実行委員会において企画立案された6点（開催時期、開催地、テーマ、内容、補正予算案、収入を見越した事業）について精査及び検討を行いました。その結果、第44回理事会に提出する協議事項6点について、以下の通り取り纏めましたので、詳細を付して答申いたします。

①開催時期…2027(令和9)年10月から11月の期間より調整する。

②開催地…第1候補を東京都、第2候補を神奈川県として調整する。

③テーマ…「明日へつなげる」の縁の力※今後、副題を作成する。

④内容…詳細参照

⑤補正予算案…詳細参照

⑥収入を考慮した事業…詳細参照

〈答申3〉

諮問3の第48回全日本仏教徒会議の開催地につきましては、諮問2にかかる内容であることの説明を事務総局並びに周年記念事業事務局から受け、精査及び検討を行いました。その結果、諮問2に付したうえで、70周年記念と仏教徒会議を連日で調整すべきとの意見で纏まりましたことを、答申いたします。

①第1候補…東京都

②第2候補…神奈川県

また、世界大会につきましては、70周年記念事業の一環として、来年の第47回全日本仏教徒会議大阪大会中にWFB執行委員会を日本で開催することを70周年事業の招致として位置づけることの説明を受け、今後の調整に期待し、答申いたします。

〈答申5〉

諮問5の大蔵経運営事業につきましては、事務総局より提出された資料に基づき、公開講座に関する審議を行いました。その中で、第35期の答申を受

けた公益目的事業を展開するものであり、また、本年から始まる「大正蔵編纂100年」の事業展開と周年記念事業をリンクさせることで、社会への認知をより一層深めるきっかけ作りにもなるとの説明を受け、以下の通り取り纏めましたので、詳細を付して答申いたします。

〔第2回答申〕

〈答申1〉

法務執行に関する協議会規程廃止案につきましては、当協議会が第32期で設置され、5回にわたる協議を経て理事長へ具申書が提出されたことを確認いたしました。以降、第33期から第35期に至る3期6年にわたり開催されていない経緯をふまえ、その目的は具申書によって達成されたと判断し、規程を廃止すべきであります。

〈付記〉

当規程の廃止にあたっては、審議会設置からの経緯等を記録として整理し、残しておくことを要望いたします。

〈答申2〉

法人創立周年記念事業計画基本規程

中改正案につきましては、事務総局より、当規程には業務を執り行う事務総局の文言が欠如していることから、嘱託職員のみが行うと受け取ることでできるとの説明を受け、事務総局と嘱託職員が一緒に行うべきとし、提案通りに改正すべきであります。

〈付記〉

現在、嘱託職員の選出が難しい状況にあることの説明を受けたが、今後の事業を進めていく上でも、事務総局職員の業務が過多にならないように、早急に嘱託職員を探し委嘱するよう要望いたします。

〔第3回答申〕

〈答申4〉

本会の理事長及び事務総長の選定に関する日蓮宗の「要望書」につきましては、本会が2012(平成24)年より公益財団法人に移行したことに鑑み、社会的信頼を得られる公益性と公平性を保つ公益性を視野に入れ、日本唯一の仏教連合体としての在り方を示すべきであります。また、本会における理事長及び事務総長の選定に関しては、定款に則り行われているものであり、今

後も法令順守を心掛け業務を執り行うべきであります。よって、以下3点の確認をもって答申といたします。

①本会は、定款第6章第22条第2項に則り、「理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する」ことを遵守する。

②選定方法については、公平性を視野に入れ、理事会において協議し決定する。

③本会の公益目的事業である花まつりポスター及び機関誌『全仏』に関して、日蓮宗に所属する全寺院に対し配布し、本会の活動へ多大なる貢献を行っていることをしっかりと受け止める。

〔第4回答申〕

〈答申1〉

1-1. 宗教教育推進委員会規程廃止案について

宗教教育推進委員会規程廃止案につきましては、本審議会において5回にわたり協議を重ねました。その結果、当委員会の現状を鑑み規程を廃止すべきであります。但し、本会の教育に関する将来的な可能性を考慮すべきとの視点から次の要望を付記いたします。

〈付記〉

本審議会では、現状を鑑み、当委員会を廃止する旨の判断をいたしました。が、一般的な教養としても多くの方々に仏教教育を施すことは、仏陀の和の精神、仏教文化の宣揚、世界平和の進展を図るうえでも重要なことであり、各団体においても鋭意努力しているところであります。そこで、報告書からも知ることができるように、仏教文化の宣揚を図るための教育を目的とし、広く社会に浸透する教育理念の構築とその推進を図るための委員会を設置していただくたく要望いたします。

1-2. 仏教文化に関する教育推進委員会規程制定案

仏教文化に関する教育推進委員会規程

(目的及び設置)

第1条 広く社会に仏教文化の宣揚を図るため、その仏教文化に関する教育を推進することを目的として、公益財団法人全日本仏教会の事務総局(以下、「事務総局」)に仏教文化に関する教育推進委員会(以下、「委員会」)を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次の職務を行う。

(1) 仏教文化の宣揚を図るための教育に関する調査研究

(2) 仏教文化の宣揚を図るための教育に関する企画立案

(3) 関係機関との連絡及び調整

(4) その他、必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次にあげる10名以上20名以内の委員で構成する。

(1) 加盟団体の代表者が推薦した者
15名以内

(2) 事務総長が推薦した学識経験者
5名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、理事の任期に
よる。ただし、再任を妨げない。

(委嘱)

第5条 委員は、理事長が委嘱する。

(議長)

第6条 委員会の議長は、事務総長とする。

2 議長は、理事長の命を受けて、委員会を統括する。

(招集)

第7条 委員会は、協議事項を示して議長が招集する。ただし、第1回委員

会は理事長が招集する。

(意見具申)

第8条 議長は、委員会の意見を取り纏め、理事長に意見を具申することができる。

(参考人の出席)

第9条 議長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(情報管理)

第10条 委員は、委員会で得た情報について適切に管理し、守秘義務を遵守しなければならない。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務総局社会・人権部が行う。

(変更)

第12条 この規程の変更は、局内会議の決議を経て事務総長が行い、理事会に報告しなければならない。

附則

施行 2026(令和8)年3月11日
第50回理事会承認

この規程は、2026(令和8)年4月1日から施行する。

1-3. 事務総局規程中改正案について

〔答申〕

事務総局より、この度の事務総局規程中改正案については、宗教教育推進委員会規程廃止案、仏教文化に関する教育推進委員会規程制定案、法務執行に関する協議会規程廃止案、大蔵経運営事業支援の名称変更に伴う規程改正及び補足の手直しであるとの説明を受け、適切な改正であると判断しましたので、提案通りに改正すべきであります。

1-4. 法人創立70周年記念事業実行委員会内規中改正案について

〔答申〕

事務総局より、法人創立70周年記念事業実行委員会内規中改正案について、第2条(1)記念事業に関する事項は、式典、記念誌、勸募のみの記載であることから、実態に即して祝賀会、その他の必要な職務を含めるべきであるとの説明を受け、適切な改正であると判断しましたので、提案通りに改正すべきであります。

第36期社会・人権審議会「答申」

〔諮問事項1〕

首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止要請

「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝についての要請」について、本会は1986(昭和61)年以降、毎年要請文の提出を継続していることから、本会はそのような見解を示し、それを政府等へどう要請すべきかを審議願いたい。



〔答申1〕

内閣総理大臣に宛てて、本会として従前よりの考えを、あらためて申し述べ、これを政府与党の重職者に対して、今期も引き続き公人としての参拝中止を求めるべく「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請」文書を提出すべきです。

〔諮問事項2〕

仏教者として死刑についてどう考えるべきか

日弁連死刑廃止実現本部から、「死刑廃止に関するお願い」が2018(平成30)年9月19日付で釜田理事長宛に提出されたことにより、第33期に死刑についてどう考えるべきか審議された。また、第34期・第35期においては、死刑をとりまく課題として、犯罪被害者支援の取り組みについても審議され、犯罪被害者週間には「犯罪被害者週間よせて」と題して理事長談話をホームページに掲載している。これまでの諮問・答申を踏まえた上で、今一度仏教者として死刑についての様に考えていけばよいのかを審議願いたい。

〔答申2〕

本会は、釈尊の「己が身にひきくらべて、殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ。」との不殺生の教えに照らし、仏教と死刑制度は本質的に相容れないとの認識を共有しております。ただし、本会は死刑制度に反対する運動を展開しているわけではなく、現時点では「教えと制度が相反する」との理解にとどまっております。仏教徒と

して明確な立場を示すべきとの意見がある一方、多様な考え方を尊重し、統一的な見解を示すことには慎重であるべきとの声もあります。

死刑制度の即時廃止は困難であることから、少なくとも「死刑の停止」を求めるとともに、冤罪の可能性や執行に関わる人々の苦悩についても社会に問いかけていく必要があると考えます。

仏教者としては、加害者もまた弱さを抱えた人間であるとの認識に立ち、「被害者も加害者も生まれたい社会の実現」に向けて、私たちに何ができるかを問いつけることが重要です。

以上の事を鑑み、死刑制度やそれを取り巻く事についての議論をより一層深め、仏教徒が目指す方向性を明確にするために今後も課題に取り組むべきであります。

〔諮問事項3〕

「過去帳等の取扱について

1979(昭和54)年に世界宗教者平和会議で、全日本仏教会の町田宗夫理事長(曹洞宗宗務総長)が「日本には部落差別はない」と発言(町田発言)したことにより、本会では部落差別問題等の

取り組みを始めた。また「過去帳」の取扱については、1982(昭和57)年11月17日付で法務省より『過去帳』等の取扱について(要望)』(法務省権務第四二七号)が理事長宛に届き、加盟団体へ伝達した。その後、2014(平成26)年に人権問題連絡協議会では、部落解放同盟中央本部書記長(現同委員長)西島勝彦氏を講師に迎え「原点に戻る」ことが重要―過去帳開示問題と宗教教団のとりくみ」と題して講演をしていただき、全仏誌(No. 602)にその記事を掲載している。しかしながら昨今、各寺院での世代交代がなされており、「過去帳等の取扱についての問題に対して意識が薄れているのではないか」という意見を伺うようになった。今一度基本に立ち返り、本会として「過去帳」等の取扱についての学びを深めるためにどう取り組むべきか審議願いたい。

【答申3】

これまで同様に「過去帳」等の取扱について、人権問題の観点から引き続き過去帳等の開示を行わないことの徹底を継続して発信していくべきであります。

今期では「税務調査における過去帳の開示について」と題して加盟団体へ理事長名での通知を行い、さらに「寺院が知っておきたい法律相談」を法改正に伴い最新情報の解説も加え、加盟団体へ通知することとなりました。しかしながら人権問題以外の観点で課題があるため、次の要望を付記いたします。

〈付記〉

審議の過程の中で、身元調査に関連する以外に、税務調査による過去帳閲覧要求は個人所得の確定にかかる書類不備に重きが置かれていることも確認いたしました。そこで、今後は各寺院において代表役員が適正な会計処理の徹底、事務に必要な責任について、全仏から加盟団体に向けて注意喚起・発信することを要望いたします。

第36期国際交流審議会【答申】

【諮問事項1】

国際交流の現状と今後の展望について
前期(第35期)において、国内外の国際交流の現状と課題についてご審議

いただいた。今期(第36期)も引き続き、海外布教拠点の現状や人材育成などの課題に対する各宗派の取り組みを共有いただき、多角的な視点から検討することで日本仏教界全体の発展を期するところである。また、国内においては益々増加する訪日観光客への対応、観光地に限らずとも寺院に期待される役割など、更に踏み込んだ施策についてご審議願いたい、答申をいただきたい。



【答申1】

海外布教と国内の国際伝道について、以下の2点について答申し、加えて検討課題を附記いたします。

①海外においては、昨今の世界情勢では保守主義や排外主義といった、自国第一主義の政権が台頭し始めています。戦火が消えないどころか、世界の分断は日を増すにつれ深まっていくかのようです。そのような世界情勢の中で、安らぎと救いを求める人々が、他者との共生を説く仏教に注目を始めています。仏陀の教えが人心

を安鎮し対立を融和する事は我々が既に知るところです。一ヶ国の抱える問題は一ヶ国のみの問題ではなく、かつまた一ヶ国の努力で解決できる問題ではありません。この火宅の世で世界が一つとなって問題に当たらなければその解決はありません。混迷を深める世界へ仏陀の和の精神を知らしめる為、海外布教拠点を確固たるものとし更には盛り上げ、また世界へ羽ばたいた方々への精神的支柱となり続ける為にも、各加盟団体が海外布教拠点に積極的持続的な支援を行うべきです。

②国内においては、コロナ禍が収まって以降一時減少した訪日外国人は再び増加の一途を辿り、今やコロナ禍前以上の活況を呈しています。日本は戦後80年戦争を経ず、クリーンで安全な国のイメージを持たれているようです。そしてその礎となる日本文化に興味を持つて皆様来日されます。古来より現代へと続く平和的日本文化の中心に通底するものは仏教であり、日本に対する関心があるまま仏陀の教えつまりは布教の機会となりえるのではないのでしょうか。今後、少子高齢化によ

り海外の方の協力無しには、日本国内の様々な面で停滞や衰退が予想されます。また様々な理由からやむなく日本に避難してくる方もおられます。グローバル化が進む中で、外国人定住者に対し、また共生する地域コミュニティに対し、また共生する地域コミュニティに対し、誰にでも平等に開かれた場所として、地域の中心となるべく貢献すべきです。

〈附記〉

上記2点の答申に加え、次の2点について検討課題を附記いたします。

①海外布教においては、日系移民の世代交代などにより寺院との関係希薄化が進んでいます。長年の布教活動から現地で檀門信徒が新たに誕生する一方で、現地の檀門信徒数は総じて減少傾向にあります。現地滞在外の経済的困窮は依然として続き、分断を深める世界情勢もあり、宗教者の海外での活動は厳しさを増しています。経済的、活動的に海外布教寺院をどう支えていくのか。また国内の少子高齢化により若い僧侶が減少する中、増して新たな開教師の確保が困難になってきています。それら

海外布教を支える人材をどう育成するのか。またコロナ禍において外出や対面の困難さから、布教のオンライン化が大いに促進される結果となりました。現地の自立が育ちつつある反面、日本と同程度の質をどう担保するのか、更に検討すべきと考えます。

②国内の国際伝道においては、日本に関心をお持ちの様々な宗教や民族の人々に対し、日本という国、国民を理解していただく為に、日本文化の礎となってきた仏教にできる事は多くあると思われまます。彼らは寺社仏閣や日本の文化に興味を持ち、多く寺院を来訪します。その際翻然と仏教徒になるべく働きかけるのは困難です。仏教に興味を持っていただいた方に、次の一步を踏み出していただく為に、どのような一手を打つ事ができるか。また長期滞在をする外国人に対して、地域文化の中心である寺院は、立場的にも地理的にも一帯との架け橋になりえます。仏教を通して地域社会と溶け込んでいただくために何をすべきか、更に検討すべきと考えます。

【諮問事項2】

SDGs(気候変動・難民問題・ジェンダー平等)について

本会では国連の持続可能な開発目標(SDGs)の支援を掲げ、その具現化に取り組んでいる。今期は中でも、世界各地での「気候変動」や激しさを増す紛争等によって増え続ける「難民」について、また先進諸国に比べ非常に対応が遅れている「ジェンダー平等」について、仏教徒として私たちができることは何かとご審議願いたい。更には、WFB(世界仏教徒連盟)や国際活動を行う諸団体との連携も見据えながら答申をいただきたい。

SDGs(気候変動・難民問題・ジェンダー平等)について、以下の3点について答申いたします。また以下の答申については第5回審議会において、委員や全日本仏教会に限らず広く世間に発信するべく、京都佛立ミュージアムをお借りして映像の撮影を行いました。各加盟団体へ推薦の知見豊かな委員・理事の皆様より、日本仏教界の取り組みを周知させていただく事により、日

本仏教界に期待していただき、加盟団体の活動を頼りにしていただき、お寺に親しみを持っていたり、お寺をその目的としました。

①気候変動については、機械化・情報化といった科学技術の進歩により、現代に生きる我々は多くの利便性を享受する一方で、過剰な人間活動により地球環境は悪化の一途を辿っています。環境悪化は人間だけでなく多種多様な生き物においても生存を脅かす大きな障碍であり、現在4万種を超える生き物が絶滅の恐れがあると報告されています。各加盟団体資源やエネルギーの無駄使いなど環境負荷を減らし、例えば広大な境内地を活かした環境保全等様々に努めています。日本の仏教では万物の繋がりがや山川草木悉有仏性を説きます。命とは何か、自分中心では無く森羅万象全てに対し等しく慈しみを思い、豊穡たる自然や自由な生命を守り、未来の子供達へ引き継いでいく。またそれこそが人心の安寧に繋がるのだと、仏智による倫理観を社会に指し示し、環境保全のための行動を起こすべきです。

②難民問題については、現在日本の国政上において多くの難民を受け入れる事は難しい面があります。また難民を生み出す大きな要因の一つは、21世紀に未だ止まぬ戦争紛争です。困窮する人々に寄り添いつつ、中道と言った仏教的思想を示し、「両者を和解へと導く事ができないだろうか。またこれは国内での国際伝道ともつながるところですが、難民に限らず国内に定住する海外出身の方々に対し、日本文化の根幹たる仏教的思想を伝え日本人の価値観への理解を深めるお手伝いをさせていただく。寺院は地域の中心として多文化が共生する接点となりえます。我々仏教徒は、諸外国人に対し仏教精神と日本を理解していただく「要」となり、難民問題の意識を高めるべきです。

③ジェンダー平等の問題については、講師の先生方により、現代仏教が持つ問題を改めて捉え直すと共に、仏教は本来性差を問題としない教えである事が明らかにされました。仏教が日本へと伝わる間、インドの通俗的文化や中国、日本など様々な文化に触れて変遷していく中で、仏教の

草創期には無かった価値観を現代において内包するに至っております。この会期中には日本で、首相という日本の意思決定機構の頂点に女性があるという初めての事態が起きました。日本社会がジェンダー平等へと進みつつある中で、今一度仏教の根本に立ち戻り、男女の同権、平等を日本仏教会としてはつきり指し示すべきです。

第10回法人創立70周年 記念事業実行委員会

日時：令和7年12月1日10時半～
会場：本会会議室(オンライン併用)
出席委員：

- 和田学英(事務総長)
- 渡邊弘文(浄土真宗本願寺派)
- 伊藤道仁(曹洞宗)
- 西村智秀(天台宗)
- 坂詰秀正(日蓮宗)
- 平野哲央(真言宗智山派)
- 茶田宥勝(島根県仏教会)
- 鈴木義俊(山梨県仏教会)
- 小川淳詩(公財)仏教伝道協会)
- 鈴木健太(学識経験者)

加藤京子(学識経験者)
村瀬友洋(学識経験者)

【概要】

定刻になり開会。和田学英委員長の発声にて三帰依文を唱和、続き、挨拶。委員長が議長となり検討事項に入りました。事務局より現況報告並びに説明の後、検討事項について意見を交換しました。検討事項について決議しました。

第36期第7回社会・人権審議会



日時：令和7年12月1日14時～
会場：本会会議室(オンライン併用)
出席委員：

榎田俊道(曹洞宗)

岡田光恵(浄土真宗本願寺派)

長谷川岱潤(浄土宗)

赤堀正明(日蓮宗)

藤本善光(高野山真言宗)

谷明生(臨済宗妙心寺派)

株橋隆真(法華宗(本門流))

参加理事：

長澤香静(一財)京都仏教会)

オブザーバー：

長谷川正浩(本会顧問弁護士)

大島義則(本会顧問弁護士)

【概要】

三帰依文を唱和の後、谷明生委員長の進行により、「諮問①首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止要請」、「諮問②仏教者として死刑についてどう考えるか」、「諮問③「過去帳」等の取扱について」の答申を審議し、決定をしました。

WFB 第31回世界仏教徒大会 バンコクタイ大会

日時：令和7年12月4日～8日
会場：タイ・バンコク・ワチラウツ
ドカレッジ
出席者：国際部

【概要】

(富岡孝彰部長、位田樹音次長)

第31回WFB世界仏教会議がタイ・バンコクのワチラウッド大学で開催されました。初日には「A1時代の智慧とウェルビーイング」をテーマにシンポジウムが開かれ、日本から戸松義晴WFB執行役員が登壇しました。そこでは各国の仏教とA1技術への取り組みや姿勢が報告され、戸松委員からはA1をテーマにした広島での平和会議の様子などが紹介されました。午後には各国の法要が順次行われ、出席した日本人総勢で三帰衣文を唱和しました。その後WFBの執行役員会議が行われ、活動や会計報告、新規加盟団体の紹介などがなされました。世界仏教徒大会の折に行われる執行役員選挙では、日本の戸松委員が全体第2位で再選出されました。また、新設されたWFBユネスコ委員長に小林正道WFB副会長が就任し



ました。その後、新しく決まった委員で各部に分かれ、日本はユネスコとの連携や、仏教徒のお祭りのヴェーサクの日のを国際的な祝日にする活動などを協議しました。

二日目は大会の開会式と記念法要が行われました。午後は各位の事業報告などがあり、日本から村山博雅WFBY会長、東海林良昌WFB人道支援委員会委員長や富岡孝彰国際部長らが英語でスピーチをしました。最後に次回2028年大会の日本開催が発表され、正式にWFBから日本へ仏旗が渡されました。会議後は交流会が行われ、各国の仏教関係者と交流を深めました。

WFBは世界200以上の仏教団体からなり大きな影響力を持ち、ユネスコに席を持つ唯一の仏教組織です。その中でも日本は各国からの信頼が厚く、重要な役割を任されています。今後も世界的な仏教活動に日本が深く携わる周囲の期待を感じ、引継ぐ次代の育成の必要を感じました。大会の詳細は全日本仏教会ホームページに公開予定です。

法人創立70周年記念事業
戦後80年追悼巡業

日時…令和7年12月8日

15日～17日

会場…沖縄平和祈念堂(沖縄)

原爆供養塔(広島)

原爆落下中心地(長崎)

本学会議室(東京)

2025(令和7)年は、第二次世界大戦が集結して80年という節目の年でした。同時に、ウクライナやパレスチナなど、世界中の戦争が収まらず、平和の大切さを改めて思い起こさせる年でもありました。

本会では、5月15日に理事長声明「戦後80年をむかえて」を发出するとともに、戦争のない世界の実現ためには戦争を語り継ぐことが重要であると考え、本誌『全仏』665号で広島・長崎の原爆、666号で沖縄戦を語り継ぐことに焦点を当てて2号にわたり特集しました。

そして、戦後80年の追悼巡業を、2027(令和9)年の法人創立70周年

の記念事業の一つとして位置づけ、12月8日から17日にかけて、沖縄・広島・長崎・東京で法要を厳修し、戦争で失われた全てのいのちに対して哀悼の意を表しました。いずれの法要においても、理事長声明を読み上げ、「仏教徒である私たちは、戦争という過ちを再び繰り返されることがないように、これからも世界平和であり続けることを願って、先達への感謝を忘れずに、仏陀の和の精神を基調とし、世界平和の進展に寄与してまいります」と誓いました。

【沖縄】

慰霊巡業は沖縄から始まりました。12月8日、



沖縄本島の南端、摩文仁(まぶに)にある沖縄平和祈念堂にて、和田学英事務総長を導師として、法要を執り行いました。

ここ摩文仁は、その丘にある自然壕に日本軍が司令部を移したことで、沖縄戦の最後の激戦地となった場所です。その過程で避難していた住民も戦闘に巻き込

まれ、多くの犠牲者が出ました。今、同地は沖繩戦で亡くなったすべての人の氏名を「平和の礎」に刻むなど、恒久平和を祈念する公園となっています。

その中にある平和祈念堂内に鎮座するのは、沖繩平和祈念像。沖繩出身の彫刻家、山田真山しんざんが生涯をかけて原型を制作した、高さ約12メートルの像です。その御前にて、全戦没者の追悼の思いを込めて、法要を厳修しました。

【広島】

12月15日、広島市の平和記念公園内にある原爆供養塔にて、日谷照應理事長を導師として法要を営みました。



この原爆供養塔は、身元不明な遺骨や、氏名が分かっても遺族が分からない遺骨など、7万柱が収められた場所です。1955(昭和30)年に現在の地に建立されました。広島における原爆による直接の死者が、推定で14万人ほどと言われる中、その半分の「遺体の引き取り手が見つからない」という、戦争の残酷さと核兵器の恐ろしさを噛みしめながら、焼香し、黙祷を捧げました。

【長崎】

長崎に赴いたのは、広島の日12月16日です。長崎市の爆心地公園内の、原爆落下中心地に建てられた、黒御影石の碑の前にて、法要が執り行われました。



この場所の500メートル上空で爆発した原子爆弾は、周囲の草木をすべて焼き尽くして、70年は草木も生えないうららうと言われました。しかし、現在では木々が生い茂り、市民の憩いの場所となっています。長崎の街もまた、それらの木々のように力強く復興しました。それは長崎の人々が、戦後、懸命に努力してきた結果です。日常を取り戻そうと平和を希求する人間の強さに感銘を受けながら、長崎を後にしました。

【東京】

追悼巡礼の最後は12月17日、本会の会議室にて法要を厳修しました。



いずれの場所においても、現地の仏教会や、宗派の関係者、70周年の実行委員の方々が参集し、平和への思いを一つにしていたいただきました。心より感謝申し上げます。

法人創立70周年記念事業 能登半島地震二回忌追悼法要

日時：令和7年12月18日
会場：曹洞宗大本山總持寺祖院

戦没者の追悼と並んで、災害で亡くなったすべてのいのちを追悼するために、本会では70周年記念事業の一つとして、激甚災害に見舞われた地域を巡業します。

令和6年の1月1日に発災した能登半島地震の三回忌の追悼法要を、12月18日、まだ震災の傷跡が残る曹洞宗大本山總持寺祖院の大祖堂にて執り行いました。總持寺祖院の勝田監院老師を導師として、曹洞宗の形式にて法要は進み、妙法蓮華經觀世音菩薩普門品偈を誦経しました。

自身が石川県出身の日谷理事長からは、謝辞の中で、県の仏教会が現在休会中なので、本会への救援基金が上手く被災地に届けられない状況にあることから、復会に向けて尽力する旨が述べられました。

会場には、現地の仏教会や宗派の関係者が駆けつけてくれました。場所を提供してくださった總持寺祖院には心より御礼申し上げます。



第36期第6回 国際交流審議会

日時：令和8年1月20日14時～

会場：本会会議室(オンライン併用)

出席委員：12名(15名中)

武藤道宣(曹洞宗)

大島啓慈(日蓮宗)

小牟田昌彦(高野山真言宗)

松山大耕(臨済宗妙心寺派)

荒樋勝善(天台宗)

鈴木晋怜(真言宗智山派)

島本誠永(真言宗豊山派)

久野晃秀(法華宗本門流)

長松清潤(本門佛立宗)

日比野郁皓(学識経験者)

枝木美香(学識経験者)

西永亜紀子(学識経験者)

【諮問】

①「国際交流の現状と今後の展望について」

②「SDGs(気候変動・難民問題・ジェンダー平等)について」

【概要】

本会会議室と、ZOOMオンライン会議室にて、第6回国際交流審議会が

開かれました。まず和田学英事務総長の元で三帰衣文を唱和し、引き続き開会挨拶が述べられ、長松清潤委員長により議事が進行されました。これまで2年間にわたり審議してきた内容を長松委員長、西永副委員長、事務局で答申案にまとめ、審議内で委員各位に確認、修正していただきました。最終案を委員会できりまとめ、署名をしたものを理事長に提出し、今後の全日本仏教会の指針にしていきたいと思いますようお願いをしました。

第36期第2回朝鮮半島出身の
旧民間徴用者等の遺骨返還委員会

日時：令和8年1月23日14時～

会場：本会会議室(オンライン併用)

出席委員：・

濱田智祥・齋藤隆健

(曹洞宗)委員代理)

高原恵(真宗大谷派)

大久保裕貴(浄土宗)

小泉顕應(日蓮宗)

小林政彦(真言宗豊山派)

佐藤隆一(日韓仏教交流協議会)

【概要】

三帰衣文を唱和の後、和田学英事務総長の進行により経過報告として、自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」(令和7年11月4日)に提出した要望書の内容が報告され、本件について広く政府与党内に周知する必要性が改めて確認されました。今後の方針として、高市早苗内閣総理大臣および政府要職者に対して本会として要望書を提出・手交することについて協議し、決定しました。

IBC (International Buddhist
Confederation) 主催
第2回グローバル・ブッディスト・
サミット

日時：令和8年1月23日～27日

会場：インド・ニューデリー・

ヴィギャン・バワン

出席者：国際部

(富岡孝彰部長、位田樹音次長)

【概要】

この度インド政府関係団体のIBC (International Buddhist Confederation)とインド政府文化省から第2回グローバル・ブッディスト・サミットへの招待を受けました。世界

の仏教徒の交流を願う国際規模の大きな会議であるため、関係機関や事務局で諮りながらこの度の参加を決定しました。

1月23日、羽田から約9時間のフライトを経てニューデリーへ移動。日本を出る時は厚いコート姿でしたが、現地は日中Tシャツで過ごせるぐらいの気温でした。インドは現在人口14億人と、世界第1位です。街中など、行く先々での人の多さと交通の煩雑さが印象的でした。ホテルに到着するとIBC関係者方々が、この度の日本の参加を大変に喜んでくださいました。

1月24日、ヴィギャン・バワン国際会議場で開会式が行われました。インドは仏教を指針の一つとして各国とさまざまな交流をめざしているようで、会議にはインドや周辺諸国の僧侶のみならず、政府要人や学者、実業家も多数参加し、いくつかのセッションに分かれてパネルディスカッションが行われました。「社会調和と宗教的叡智」というテーマでは、各国の仏教を含めた宗教事情や、各国政府の宗教への対応の仕方などが議題となりました。「仏教哲学における起業と経営」というテーマで

は、ビジネスにおいても誠実さや富の共有が重要であると強調されました。

会議後には本会とインド政府大臣との面会の場が設けられ、日本とインドとの仏教を通じた交流の強化への期待をインド政府は示しました。

1月25日、引き続き昨日と同じ会議場でパネルディスカッションが行われました。「仏教と医療・科学」というテーマでは、ブッダは医師の師であり、仏教には現代の医療問題のヒントとなる知識が多く含まれていると紹介されました。Aーなども議論に上がり、仏教が単なる知識や哲学ではなく、生活に根付いた信条習慣となる必要があると話し合われました。「仏教と教育」というテーマでは、一般的には知識を外的な習得物として目指すのに対し、仏教は内面の目覚めを目的とすること。また上座部仏教で現在行われている瞑想法なども紹介され、現代の教育システムにいかに関与させていくかが話し合われました。「各国のサンガ」というテーマでは、それぞれの国の僧団の様子や在り方などが各国の僧侶と話し合われ、本会から富岡孝彰国際部長が日本仏教界について紹介しました。

1月26日はインドの建国記念日であり、世界各国からの会議参加者はその祝賀パレードを観覧しました。インドの面積は日本の約9倍、人口は日本の約14倍です。言語は1600以上あり、民族は認定されているものだけでも461、そして22の公用語が制定されています。厳重なセキュリティの中、軍事・文化の両面を示す大規模なパレードを見て、インドの多様性と同時に一体性を実感しました。

この度の訪印を通じて、日本がインドにおいて文化、経済、宗教的交流を期待されていることを感じました。またロシアなど普



たロシアなど普段あまり接する機会のない各国の僧侶とも、関係を築く貴重な機会となりました。仏教を通じて日本とインドの交流の拡大と今後の関係強化の契機となることを願いつつ帰国しました。

第36期第3回広報委員会

日時：令和8年1月27日15時
会場：しんらん交流館

(オンライン併用)

出席委員：

安藤道隆(曹洞宗)

石井正道(真宗大谷派)

小村正孝(浄土宗)

坂詰秀正(日蓮宗)

並木泰淳(臨済宗妙心寺派)

西村智秀(天台宗)

田中隆明(真言宗智山派)

吉田泰樹(東京都仏教連合会)

佐藤泰之(学識経験者)

西出勇志(学識経験者)

赤堀正卓(学識経験者)

柏木友紀(学識経験者)

講師：内野逸勢(株式会社大和総研金

融調査部 主席研究員)

オブザーバー：本多正弥(大和証券株式

会社)

協議内容：キャッシュレス決済について

花まつりについて

その他について

【概要】

キャッシュレス決済について、講師である、内野逸勢氏及び広報委員会委員の佐藤泰之氏より、仏教に関する実態把握調査の内容等を踏まえ、講演いただきました。続いて、花まつりについて事業の経過報告及び今後の活動方法などについて協議を行いました。

令和8年新年懇親会

1月29日、ウエスティン都ホテル京都において、新年懇親会が開催されました。

開会にあたり、第36期・第37期の正副会長が入場し、伊藤唯眞第36期会長の発声のもと、三帰依文が厳かに唱和されました。続いて正副会長が紹介され、伊藤唯眞第36期会長ならびに持田日勇第37期会長より、それぞれ新年の挨拶が述べられました。その後、新旧正副会長による記念の集合写真が撮影され、和やかな雰囲気の中に懇親会が開宴となりました。

懇親会ではまず、大阪府佛教会の村山廣甫第36期副会長より、第47回全日

本仏教徒会議

大阪大会につ

いての御礼の

挨拶が述べら

れました。続

いて、本年の

催しとして、

一絃須磨琴保



存会による須磨琴の演奏が披露されま
した。同会は、須磨寺を本拠地として
昭和40年に発足した団体であり、演奏
に際して真言宗須磨寺派小池陽人寺務
長よりご紹介をいただき、伝統の音色
が新春を寿ぐかのように会場に響き渡
りました。

演奏の後、佐藤義尚第36期副会長の
発声による乾杯をもって祝宴が始ま
り、和やかな歓談のひとつときが広がり
ました。また、来賓としてご臨席いた
だいたタイ王国大阪総領事館のジェッ
サダー・ティワヤーノン領事、ならび
に日本宗教連盟の北川茂廣評議員より、
それぞれご祝辞を賜りました。

なお、本懇親会には加盟団体および
賛助会員あわせて212名が出席し、
新年の門出を祝い、親睦を深める有意
義な機会となりました。

第36期賛助会員ツアー (全日本仏教会特別企画)

『歴史と文化が織りなす京都の名刹四ヶ
寺を訪ねて』知恩院・高台寺・興聖寺・
萬福寺特別拝観ツアー』

日時：令和8年2月5日～6日

参加者：15名

【概要】

賛助会員相互の交流を深めることを
目的として実施していた賛助会員ツ
アー。コロナ禍に入ってから長らく中
止していましたが、この度、2019
年から6年半ぶりに再開しました。日
谷理事長、和田事務総長とともに15名
の参加者が、2日間にわたって、京都
の4つの名刹を訪ねました。

【1日目】

1日目は京都駅に集合して、バスで
東山にある知恩院に向かいます。知恩
院は、浄土宗の開祖である法然上人が
念仏の教えを広めはじめた場所であり、
現在でも浄土宗の総本山です。門跡で
ある伊藤唯眞院下は、本会の第36期の
会長でもあります。訪問してまず、伊
藤院下に拝謁し御垂示を賜った後に、

知恩院所蔵の観音
曼荼羅図を彫刻で
立体的に再現し
た、極めて精緻な
「彫刻観音曼荼羅」
の前でお茶を振る
舞っていただきました



した。諸堂参拝では、東山の山腹に建
つ三門の楼上から一望できる京都の街
並みに、参加者はみんな感嘆の声を上
げていました。

続いて、知恩院から南に少し下った
臨濟宗建仁寺派の高台寺を訪れました。
高台寺は、豊臣秀吉没後、その菩提を
弔うために秀吉の夫人、北政所(ねね)
が開創したお寺です。境内は庭園が整
備され、春は桜、秋は紅葉、東山では
珍しい竹林を楽しむことができます。
観光客が絶えません。高台寺では法話
を聴聞し、諸堂を拝観しました。

1日目の最後
は、京都駅近く
のホテルで夕食
をかねた懇親会
を開催し、くじ
引きなどイベン
ト盛りだくさん



で盛り上がりました。

【2日目】

2日目は宇治市に移動し、まず興聖
寺を訪れました。宇治川沿いに建つ同
寺院は、曹洞宗の宗祖である道元禪師
が、1233年に中国から帰朝した後
に日本で初めて開いた禪宗寺院であり、
曹洞宗における最古の道場です。もと
も伏見の深草に
開かれましたが、
1648年に現在
の地で再興された
とのことです。興
聖寺では吉川圓良
住職の法話を聴聞
した後に諸堂を参拝しました。



次は、興聖寺から15分ほどバスを走
らせ、黄檗宗総本山の萬福寺に向かい
ます。ちょうどお昼時に到着し、「普茶
料理」をいただきます。普茶とは「普く」
衆人と「茶」をともにするという意味で、
黄檗宗の開祖、隠元禪師がインゲン豆
とともに17世紀に日本にもたらした、
中国式の精進料理です。大皿に盛って
皆で分け合うやり方が当時の日本では
珍しかったといえます。植物油がふん

だんに用いられ
ているので、ヘ
ルシーでありな
がら濃厚な味を
楽しめます。食
事後、2024
年に国宝に指定
された、「大雄寶殿」などを参拝し、萬福
寺を後にしました。



最後は京都駅にて解散。ご参加いた
だいた皆さま、どうもありがとうございました
이었습니다。

第36期第8回総務財政審議会

日時：令和8年2月9日14時

会場：本会会議室(オンライン併用)

出席委員

- 篠原壽王(曹洞宗)
 - 東森尚人(浄土真宗本願寺派)
 - 藤田哲史(真言宗智山派)
 - 杉本栄次(真言宗智山派)
 - 藤原静海(真言宗豊山派)
 - 吉田泰樹(東京都仏教連合会)
 - 佐藤泰之(学識経験者)
- オブザーバー

長谷川正浩(顧問弁護士)
大島義則(顧問弁護士)
出席理事

日谷照應(浄土真宗本願寺派)
吉田明良(和宗)

【議題】

諮問①『法規集』の見直しについて

その他

【概要】

定刻にて開会。藤田委員長のもと三
帰依文唱和、挨拶。委員長が議長とな
り議題に沿って進行しました。始めに、
諮問①について事務総局より説明、委
員間で意見を交わした後、答申を確認
了と纏まりました。確認後は日谷理事
長へ答申(4回目)を提出しました。そ
の後、第36期全体の内容について種々
意見を交わし、吉田副委員長の挨拶に
て閉会しました。

第11回法人創立70周年 記念事業実行委員会

日時：令和8年2月12日14時

会場：本会会議室(オンライン併用)

出席委員

和田学英(事務総長)

伊藤道仁(曹洞宗)

渡邊弘文(浄土真宗本願寺派)

石井正道(真言宗大谷派)

西 央成(浄土宗)

坂詰秀正(日蓮宗)

西村智秀(天台宗)

平野哲央(真言宗智山派)

鈴木義俊(山梨県仏教会)

茶円宥勝(島根県仏教会)

小川淳詩(公財)仏教伝道協会)

柳池友絢(学識経験者)

加藤京子(学識経験者)

村瀬友洋(学識経験者)

鈴木健太(学識経験者)

金原円応(学識経験者)

【概要】

定刻になり開会。和田学英委員長の
発声にて三帰依文を唱和、続き、挨拶。
委員長が議長となり検討事項に入りま
した。事務局より現況報告の後、周年
事業として開催される事業について説
明。その後各種検討事項について意見
を交換し、引き続き検討を重ねること
としました。

仏教懇話会 朝食懇談会

日時：令和8年2月19日7時15分
会場：ザ・キャピトルホテル東急

1階「鳳凰」

【概要】

日谷照應理事長の三帰依文唱和、開
会挨拶の後、横田南嶺師(臨済宗円覚寺
派)管長・花園大学総長より御講話をい
ただきました。国会議員と本会役職者
等との意見交換・懇親の場として開催
されている朝食会ですが、熱心に聞き
入る出席者の姿もあり、終始和やかな
雰囲気で行われました。



『大正新脩大蔵経』刊行100周年
大蔵経公開講座

日時…令和8年2月21日13時～
会場…大正大学

2月21日、大蔵経研究推進会議との共催で、大蔵経の公開講座を開催しました。

2024年からの10年間は、現在、仏教の経典研究の世界的な基準となっている『大正新脩大蔵経』が刊行されてから100年の節目を迎えます。本会では公益目的事業の一つとして、それを記念した大蔵経の公開講座を開催しています。また、この事業を法人創立70周年記念事業の一つとしても位置づけています。

本年は東京の巣鴨にある大正大学を会場として、オンラインも併用しながら開催しました。「大蔵経とは何か―お釈迦さまから受け継いだ私たちの宝物―」と題し、第1部では大正大学非常勤講師の柴田泰山先生の講演、第2部では武蔵野大学教授の下田正弘をコ―ディネーター、柴田先生、東京大学の高橋晃一先生、本会事務局長の和田学英をパネリストとしたシンポジウムと

いう内容です。

第1部の講演では、昨年、増上寺所蔵の三つの大蔵経がユネスコの「世界の記憶」に登録された経緯に深く関わった柴田先生より、大蔵経とは何か、それが世界的にどのような評価を受けたか、私たち仏教徒にとっての価値などを熱く語っていただきました。詳細は次号でお伝えします。



第36期第3回朝鮮半島出身の
旧民間徴用者等の遺骨返還委員会

日時…令和8年2月24日14時～
会場…本会会議室(オンライン併用)
出席委員…

- 高原恵(真宗大谷派)
- 大久保裕貴(浄土宗)
- 竹中亮寛(真言宗御室派)【委員代理】

【概要】

三帰依文を唱和の後、和田学英事務

総長の進行により政府要職者に提出する「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還」に関する要望書の要旨を協議し、決定しました。

また当該要望書の手交先は、高市早苗内閣総理大臣以下、本件所管庁各大臣、自由民主党三役の役職者にくわえて、幹事長代行、組織運動本部長とすることが承認されました。なお、手交時期・方法については事務総局一任とされました。

「救援基金」寄附者一覧

【2025(令和7)年12月1日～】

2026(令和8)年3月10日

(時系列順・敬称略)

- 神奈川県仏教会
- 愛媛県仏教会
- 東京都仏教連合会
- 北上和賀仏教会(岩手県)
- 宗教法人法円寺(茨城県)
- 大乘院檀信徒一同(神奈川県)
- 水口地区佛教会(滋賀県)
- 匿名希望17件

総計 1,061,908円

「賛助会員」新規入会者一覧

【2025(令和7)年12月1日～】

2026(令和8)年3月10日

(時系列順・敬称略)

〈法人会員〉

- 理想科学工業株式会社
- 合同会社BeTer
- 株式会社倉島商店
- 〈個人会員〉
- 西川将人

ご入会、誠にありがとうございます。

賛助会員募集

本会では賛助会員を募集しております。全国のご寺院をはじめ、企業や団体、個人としてご入会いただけます。入会等の詳細は本会ウェブサイトをご覧ください。



第10回花まつりデザイン募集

応募締切
2026年
9月30日(水)
まで
※当日消印有効

募集要項

第9回花まつりデザインを使用したポスター・絵はがき



ポスター大賞作品(一般)



ポスター大賞作品(満12才以下)



絵はがき大賞

応募資格

プロ・アマチュア問わず、すべての方に応募いただけます。
(ただし、作品採用の場合、修正や転用に依られること)

応募条件

未発表のオリジナル作品で、仏教行事である「花まつり」を題材として自由に作品を描いてください。なお、作品に文字は入れないでください。
(例:お釈迦さまに甘茶をかける場面、ご誕生をお祝いする場面、寺院の行事やイベントの場面など)

作品規定

素材・画材・技法は自由(デジタル作品も可)、立体物は不可
応募する作品は、下記のサイズを参考に制作してください。(複数応募可)

●募集作品サイズ●

用紙:A3サイズ以上(297mm×420mm以上)
デジタル:300dpi以上(15MB以上、5000×7000ピクセル以上)

審査方法

11月に審査会を開催し、大賞作品には主催者より連絡します。
審査に関する電話やメールでの問い合わせはご遠慮ください。

応募方法

本会webサイトより応募用紙をダウンロードし必要事項を明記の上、1作品につき1部同封してください。作品は折り曲げずに(筒状は可)郵送してください。
(デジタル作品もカラー出力後、郵送にて受付となります。)

作品送付先・お問い合わせ

公益財団法人 全日本仏教会 広報文化部
〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2階
TEL:03-3437-9275 FAX:03-3437-3260 E-mail:kouho@jbf.ne.jp

